

相模原市まち・ひと・しごと創生基金条例について
相模原市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 2 6 年法律第 1 3 6 号)第 1 0 条第 1 項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の推進を図る事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市まち・ひと・しごと創生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、事業の趣旨に添う寄附金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の推進を図る事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正
する。

別表第 2 第 4 号の表 1 の項中

「

飲食店営業 その他の規則で定める 営業	1 件	16,000 円
---------------------------	-----	----------

を

」

「

飲食店営業 その他の規則で定める 営業	食品衛生法に基づく 営業の施設基準に 関する条	1 件	16,000 円
---------------------------	-------------------------------	-----	----------

例(平成12年神奈川県条例第8号)別表第2の1の項(2)アに規定する屋台型臨時営業(以下「屋台型臨時営業」という。)に該当しないもの		
屋台型臨	1 件	4,000 円

に改め、同表2の項中

	時 営 業 に 該 当 す る も の		
--	---------------------------------	--	--

」

「

飲 食 店 営 業 そ の 他 の 規 則 で 定 め る 営 業	1 件	8,000 円
--	-----	---------

を

」

「

飲 食 店 営 業 そ の 他 の 規 則 で 定 め る 営 業	屋 台 型 臨 時 営 業 に 該 当 し な い も の	1 件	8,000 円
	屋 台 型 臨 時 営 業 に 該 当 す る も の	1 件	2,000 円

に改め、同表 3 の項中

」

「

飲 食 店 営 業	1 件	12,000 円
-----------	-----	----------

その他の規則で定める営業		
--------------	--	--

を

」

「

飲食店営業その他の規則で定める営業	屋台型臨時営業に該当しないもの	1 件	12,000 円
	屋台型臨時営業に該当するもの	1 件	3,000 円

に改める。

」

別表第4第2号の表を次のように改める。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金 額
1	法第5条第1項から第5項まで	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対す	1 件	(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)の場合 45,000 円(住宅の品質確保の

		る審査（住宅を新築しようとする場合（以下「新築の場合」という。））	促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下「確認書」という。）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付している場合（以下「確認書等の場合」という。）は、8,000円） （2）1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額 ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。） 110,000円（確認書等の場合は、15,000円） イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 170,000円（確認書等の場合は、26,000円） ウ 住戸の総数が10戸を超え、25戸以内の共同住宅等 340,000円（確認書等の場合は、41,000円） エ 住戸の総数が25戸を超え、50戸以内の共同住宅等 600,000円（確認書等の場合は、71,000円） オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 1,000,000円（確認書等の場合は、120,000円）
--	--	--	--

		カ 住戸の総数が100 戸を超え、 200 戸以内の共同住宅等 1,900,000円(確認書等の場合は、190,000 円) キ 住戸の総数が200 戸を超え、 300 戸以内の共同住宅等 2,700,000円(確認書等の場合は、240,000 円) ク 住戸の総数が300 戸を超える 共同住宅等 3,400,000円(確認書等の場合は、270,000 円)
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(住宅を増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築の場合」という。))	1 件	(1) 一戸建ての住宅の場合 68,000 円 (確認書又はその写しを添付する場合(以下「確認書の場合」という。))は、12,000 円) (2) 1 棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額 ア 住戸の総数が5 戸以内の共同住宅等 160,000円(確認書の場合は、23,000 円) イ 住戸の総数が5 戸を超え、 10 戸以内の共同住宅等 260,000円(確認書の場合は、40,000 円) ウ 住戸の総数が10 戸を超え、 25 戸以内の共同住宅等 510,000円(確認書の場合は、61,000 円) エ 住戸の総数が25 戸を超え、 50 戸以内の共同住宅等 910,000円(確認書の場合は、

				110,000 円) オ 住戸の総数が 50 戸を超え、 100 戸以内の共同住宅等 1,600,000 円（確認書の場合は、170,000 円） カ 住戸の総数が 100 戸を超え、 200 戸以内の共同住宅等 2,900,000 円（確認書の場合は、290,000 円） キ 住戸の総数が 200 戸を超え、 300 戸以内の共同住宅等 4,100,000 円（確認書の場合は、360,000 円） ク 住戸の総数が300 戸を超える 共同住宅等 5,000,000 円（確認書の場合は、400,000 円）
2	法第5条 第1項から第5項 まで（法第6条第2 項の規定による申 出がある場合）	長期優良住 宅建築等計 画の認定の 申請に対す る審査	1 件	1 の項に規定する 1 棟の建築物の住戸 の総数に応じて掲げる額に当該建築物 の床面積に応じて別表第4第1号の表 40の項により得た金額を加算した額
		長期優良住 宅建築等計 画の認定の 申請に対す る審査（建 築基準法第 87条の4 又は同法第 88条第1 項に掲げる	1 件	1 の項に規定する 1 棟の建築物の住戸 の総数に応じて掲げる額に当該建築物 の床面積に応じて別表第4第1号の表 40の項により得た金額及び建築設備 等に応じて同表48の項により得た金 額を加算した額

		建築設備及び工作物（以下「建築設備等」という。）を設置する場合）		
3	法第8条第1項	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。）の申請に対する審査（新築の場合）	1件	（1）一戸建ての住宅の場合 22,500円（確認書等の場合は、4,000円） （2）1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額 ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等 55,000円（確認書等の場合は、7,500円） イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 85,000円（確認書等の場合は、13,000円） ウ 住戸の総数が10戸を超え、25戸以内の共同住宅等 170,000円（確認書等の場合は、20,500円） エ 住戸の総数が25戸を超え、50戸以内の共同住宅等 300,000円（確認書等の場合は、35,500円） オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 500,000円（確認書等の場合は、60,000円） カ 住戸の総数が100戸を超え、

			200 戸以内の共同住宅等 950,000 円（確認書等の場合は、95,000 円） キ 住戸の総数が200 戸を超え、 300 戸以内の共同住宅等 1,350,000 円（確認書等の場合は、120,000 円） ク 住戸の総数が300 戸を超える 共同住宅等 1,700,000 円（確認書等の場合は、135,000 円）
		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。）の申請に対する審査（増改築の場合）	1 件 （1）一戸建ての住宅の場合 34,000 円（確認書の場合は、6,000 円） （2）1 棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額 ア 住戸の総数が5 戸以内の共同住宅等 80,000 円（確認書の場合は、11,500 円） イ 住戸の総数が5 戸を超え、10 戸以内の共同住宅等 130,000 円（確認書の場合は、20,000 円） ウ 住戸の総数が10 戸を超え、25 戸以内の共同住宅等 255,000 円（確認書の場合は、30,500 円） エ 住戸の総数が25 戸を超え、50 戸以内の共同住宅等 455,000 円（確認書の場合は、55,000 円） オ 住戸の総数が50 戸を超え、100 戸以内の共同住宅等

				800,000円(確認書の場合は、85,000円) カ 住戸の総数が100戸を超え、200戸以内の共同住宅等 1,450,000円(確認書の場合は、145,000円) キ 住戸の総数が200戸を超え、300戸以内の共同住宅等 2,050,000円(確認書の場合は、180,000円) ク 住戸の総数が300戸を超える共同住宅等 2,500,000円(確認書の場合は、200,000円)
		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合に限る。)の申請に対する審査	1 件	4,000円
4	法第8条第1項(法第6条第	認定を受けた長期優良住宅建築等	1 件	3の項に規定する1棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第4第1号の表

2 項 の 規 定 に よ る 申 出 が あ る 場 合)	計 画 の 変 更 (法 第 5 条 第 6 項 第 1 号 又 は 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で に 掲 げ る 事 項 の み を 変 更 す る 場 合 を 除 く 。) の 申 請 に 対 す る 審 査		4 0 の 項 に よ り 得 た 金 額 を 加 算 し た 額
	認 定 を 受 け た 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更 (法 第 5 条 第 6 項 第 1 号 又 は 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で に 掲 げ る 事 項 の み を 変 更 す る 場 合 に 限 る 。) の 申 請 に 対 す る 審 査	1 件	4,000 円 に 当 該 建 築 物 の 床 面 積 に 応 じ て 別 表 第 4 第 1 号 の 表 4 0 の 項 に よ り 得 た 金 額 を 加 算 し た 額
	認 定 を 受 け た 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 変 更	1 件	3 の 項 に 規 定 す る 1 棟 の 建 築 物 の 住 戸 の 総 数 に 応 じ て 掲 げ る 額 に 当 該 建 築 物 の 床 面 積 に 応 じ て 別 表 第 4 第 1 号 の 表 4 0 の 項 に よ り 得 た 金 額 及 び 建 築 設 備

		(法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。)の申請に対する審査(建築設備等を設置する場合)		等に応じて同表48の項により得た金額を加算した額
5	法第9条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者が譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	1件	2,100円
6	法第9条第3項	長期優良住宅建築等計	1件	2,100円

		画に基づく 建築に係る 区分所有住 宅の管理者 等が選任さ れた場合に おける認定 を受けた長 期優良住宅 建築等計画 の変更の申 請に対する 審査		
7	法 第 1 0 条第 1 項	長期優良住 宅建築等計 画の認定を 受けた者の 地位の承継 の申請に対 する審査	1 件	1,700円
8	法 第 1 8 条第 1 項	認定を受け た長期優良 住宅建築等 計画に基づ く建築に係 る住宅の容 積率に関す る特例の許 可の申請に 対する審査	1 件	160,000円

附 則

この条例は、令和４年２月２０日から施行する。ただし、別表第２第４号の表の改正規定は、同年６月１日から施行する。

提案の理由

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和２年神奈川県条例第９９号)による食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成１２年神奈川県条例第８号)の改正に伴う食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和３年法律第４８号)による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成２０年法律第８７号)の改正に伴う同法に基づく事務に係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 食品衛生法(昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 2 第 4 号の表関係)

飲食店営業のうち屋台型臨時営業の許可等の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
屋台型臨時営業の許可(営業の期間が 5 月を超えないものを除く。)の申請に対する審査	1 件	4,000 円
屋台型臨時営業の許可(営業の期間が 5 月を超えないものに限る。)の申請に対する審査	1 件	2,000 円
屋台型臨時営業の許可の継続の申請に対する審査	1 件	3,000 円

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 2 0 年法律第 8 7 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 4 第 2 号の表関係)

ア 審査項目の見直し及び住棟認定の導入に伴い、次の事務に係る手数料の額を改定するもの

(ア) 長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定の申請(新築及び増改築の場合)に対する審査

(イ) 建築物に関する確認の申請の申出が同時にある場合の計画の認定の申請(新築及び増改築の場合であって建築設備等を設置する場合)に対する審査

(ウ) 計画の変更の申請(新築及び増改築の場合)に対する審査

(エ) 建築物に関する確認の申請の申出が同時にある場合の計画の変更の申請(新築及び増改築の場合並びに新築及び増改築の場合であって建築設備等を設置する場合)に対する審査

主な手数料の改定額

区分	現行	改定後
計画の認 一戸	(登録住宅性能評価機関を	(登録住宅性能評価機関を

定の申請 に対する 審査（新 築の場 合）	建て の住 宅	活用した場合） 添付書類に応じて 6,000 円 又は 15,000 円	活用した場合） 8,000 円
	共同 住宅 等	1 棟の建築物の住戸の総数 （以下「住戸総数」とい う。）に応じた金額（以下 「算定基礎額」という。） （110,000 円～3,400,000 円）を申請する住戸数（以下 「申請住戸数」という。） で除して得た額 ※ 登録住宅性能評価機関 を活用した場合の算定基 礎額は、添付書類に応じ て 12,000 円～210,000 円 又 は 57,000 円 ～ 1,400,000 円	住戸総数に応じて 110,000 円～3,400,000 円 ※ 登録住宅性能評価機関 を活用した場合は、 15,000 円～270,000 円
計画の認 定の申請 に対する 審査（増 改築の場 合）	一戸 建て の住 宅	（登録住宅性能評価機関を 活用した場合） 9,100 円	（登録住宅性能評価機関を 活用した場合） 12,000 円
	共同 住宅 等	算定基礎額（160,000 円～ 5,000,000 円）を申請住戸数 で除して得た額 ※ 登録住宅性能評価機関 を活用した場合の算定基 礎額は、18,000 円～ 320,000 円	住戸総数に応じて 160,000 円～5,000,000 円 ※ 登録住宅性能評価機関 を活用した場合は、 23,000 円～400,000 円

イ 住宅の位置等の事項のみを変更する場合における計画の変更の申請に対す
る審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
------------	----	----

計画の変更(住宅の位置等の事項のみを変更する場合に限る。)の申請に対する審査	1 件	4,000 円
建築物に関する確認の申請の申出が同時にある場合の計画の変更(住宅の位置等の事項のみを変更する場合に限る。)の申請に対する審査	1 件	4,000 円に建築物の床面積に応じた当該建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額を加算した額

ウ 認定された計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任された場合における計画の変更の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任された場合における計画の変更の申請に対する審査	1 件	2,100 円

エ 計画に基づく建築に係る住宅に対する容積率の特例の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円

2 施行期日

令和4年2月20日。ただし、1(1)に係る規定は、同年6月1日

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め
る条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項中「相模原市南区東大沼 2 丁目 2 番
8 5 号」を「相模原市中央区上矢部 4 丁目 1 1 番 7 号」に改め、同表特定非営利活
動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項中「平成 2 8 年 1 月 1 日から令和
3 年 1 2 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで」に
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人神奈川
県メンタルヘルスサポート協会の項の改正規定及び次項の規定は、令和 4 年 1 月
1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 4 年 1 月 1 日前に特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協
会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条
例第 7 号)第 1 3 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表
特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項の規定は、なおそ
の効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正及び主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 98 号関係資料(その 1)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)の指定を更新するための規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会について、その指定を更新し、同法人が控除に係る寄附金を受け入れる期間を令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとするもの

- (2) 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人相模原こもれびの主たる事務所の所在地の変更に伴い、条例で規定する同法人の主たる事務所の所在地を変更するもの

2 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日。ただし、1(1)に係る規定及び(2)に係る規定は、令和 4 年 1 月 1 日

- (2) 経過措置

令和 4 年 1 月 1 日前に特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前の同法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第 98 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の概要

代 表 者	稲富 正治
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野 5 丁目 29 番 23 号
設立年月日	平成 21 年 10 月 21 日
役員数等	役員 5 名(理事 4 名、監事 1 名) 正会員 27 名
目的	神奈川県及び近隣の住民、学生、事業者及び労働者に対して、精神保健(メンタルヘルス)に関する事業を行い、地域における心身ともに健全な生活、学業及び就業環境に寄与すること
特定非営利活動の種類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動 (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 住民、学生、事業者及び労働者に対する精神保健(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 (2) 保健、福祉及び教育の増進を図る心理教育的支援事業 (3) 精神保健(メンタルヘルス)専門職による相談及び査定に関する事業 (4) 精神保健(メンタルヘルス)専門職の能力及び資質向上に関する事業 (5) 精神保健(メンタルヘルス)に関する研究・調査活動等の事業 (6) 精神保健(メンタルヘルス)に関する機関誌・出版物等による広報事業

議案第 98 号関係資料(その 3)

特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和 3 年 6 月 15 日から同年 8 月 2 日まで受付を行った(申出数 1 法人)。

2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和 3 年 9 月 21 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、令和 3 年 9 月 24 日から同年 10 月 8 日までに開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 9 条第 2 項において準用する同条例第 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和 3 年 10 月 8 日にその旨の答申がされた。

相模原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例について
相模原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農地等災害復旧事業に要する費用の一部に充てるため地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条の規定に基づき、分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地等 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する農地及び農業用施設をいう。
- (2) 災害 法第 2 条第 5 項に規定する災害をいう。
- (3) 農地等災害復旧事業 法第 2 条第 6 項に規定する災害復旧事業(同条第 7 項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。)であって、市が当該事業の実施を希望する者からの申請を受け市内の農地等について行うものをいう。
- (4) 受益者 農地等災害復旧事業により特に利益を受ける前号に規定する申請を行った者であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 災害により被害を受けた農地等の所有者
 - イ 災害により被害を受けた農地等について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、農地等災害復旧事業に要する費用から市が国及び神奈川県

から受ける補助の額を控除して得た額とする。

- 2 同一の農地等災害復旧事業につき受益者が2人以上ある場合における各受益者が負担する分担金の額は、前項の規定により算出した額について、各受益者が所有し、又は使用する農地等の面積等を勘案して市長が定める額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 市長は、前条の規定により受益者ごとに分担金の額を定め、賦課し、及び徴収するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納期限等を受益者に通知しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第5条 市長は、受益者が災害その他やむを得ない理由により分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(徴収猶予の申請等)

第6条 前条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により分担金の徴収猶予の決定を受けた者は、当該徴収猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(徴収猶予の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により分担金の徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認めるとき又は同条第3項の規定による届出があったときは、徴収猶予を取り消し、その旨を当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

(分担金の免除)

第8条 市長は、農地等の被害の原因となった災害が、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する激甚災害に指定された場合は、当該災害に起因する農地等災害復旧事業に係る分担金を免除することができる。

(分担金の免除申請等)

第9条 前条の規定により分担金の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(督促)

第10条 分担金を納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)の定めるところによる。

(延滞金の徴収)

第11条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該分担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行う農地等災害復旧事業について適用する。

(経過措置)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割

合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

提案の理由

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)に基づく災害復旧事業に要する費用の一部を分担金として徴収することについて所要の定めをいたしたく提案するものである。

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例について

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例(平成
1 4 年相模原市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 4 条第 1 1 号及び同条第 1 2 号」を「第 3 4 条第 1 2 号」に、
「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削
り、第 8 号を第 6 号とする。

第 3 条から第 1 0 条までを削る。

第 1 1 条第 5 号中「第 3 条第 2 項各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、
「下水道法」の次に「(昭和 3 3 年法律第 7 9 号)」を加え、同号に次のように加え
る。

ア 法第 6 条の 2 の規定により定められた相模原都市計画都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針に定める計画的な市街地整備の見通しがある区域

イ 文化財保護法(昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する
文化財が良好な状態で保存されている区域

ウ 森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 5 条第 1 項の規定により指定され
た保安林

エ 農地法(昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号)第 4 条第 6 項の規定により同条第 1 項
の規定による許可をすることができない農地

オ 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域

カ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

キ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区

ク 災害の発生のおそれのある区域として市長が別に定める土地の区域

第11条を第3条とする。

第12条第1号中「第11条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2号中「第11条第4号」を「前条第4号」に改め、同条を第4条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた改正前の第3条第1項(改正前の第7条において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の指定については、改正前の第4条から第7条(第3条に係る部分を除く。)までの規定は、当該申出に対する決定がなされるまでの間、なおその効力を有する。

3 改正前の第4条(同条に規定する指定区域に係る部分に限る。)及び第8条から第10条までの規定は、令和5年12月31日(改正前の第4条(改正前の第7条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定及び前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の第4条の規定により指定する土地の区域内において行う開発行為につき同日以前に都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請がなされている場合にあっては、当該申請に対する許可又は不許可の処分がなされる日)までの間、なおその効力を有する。

(相模原市街づくり活動推進条例の一部改正)

4 相模原市街づくり活動推進条例(平成17年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項中「、都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例(平成 1 4 年相模原市条例第 1 6 号)第 3 条第 1 項の規定により申出をしようとする者」を削る。

提案の理由

人口減少等を踏まえた都市機能の集約化及び居住区域の適正な配置による持続可能なまちづくりの実現に向けた市街化調整区域における開発許可の在り方の見直しに伴う都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 3 4 条第 1 1 号の規定による開発許可の基準に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する
条例の改正の概要

1 改正の内容

市街化調整区域における開発許可の基準に係る規定の削除(第3条から第10条までの規定関係)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定による市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していること等が認められる市街化調整区域における開発行為の許可の基準に係る規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年1月1日

(2) 経過措置

ア 令和5年1月1日前に行われた市街化調整区域における開発行為を許可する土地の区域としての指定等の申出に係る土地の区域の指定等については、改正前の条例における当該土地の区域の指定等に係る規定は、当該申出に対する決定がなされるまでの間、なおその効力を有することとするもの

イ 改正前の条例における都市計画法第34条第11号の規定による開発許可の基準に係る規定は、令和5年12月31日(同日以前に同法の規定による開発許可等の申請がなされた場合にあつては、当該申請に対する許可又は不許可の処分がなされる日)までの間、なおその効力を有することとするもの

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例について
相模原市道路構造条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例
相模原市道路構造条例(平成 24 年相模原市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自動運行補助施設

本則に次の 1 条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第 46 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。)は、相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 100 号)に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）による道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）の改正を踏まえ、交通安全施設に係る規定の改正及び歩行者利便増進道路の構造の基準に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市道路構造条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 交通安全施設に係る規定の改正(第33条関係)

交通事故の防止を図るために設ける交通安全施設に自動運行補助施設を追加するもの

※ 自動運行補助施設

電子的方法、磁気的方法等により自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。

(2) 歩行者利便増進道路の構造の基準に係る規定の追加(第46条関係)

ア 歩行者利便増進道路に設けられる歩道等には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けることとするもの

イ アの部分には、必要に応じて歩行者利便増進施設等(工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものをいう。以下同じ。)を設置する場所を確保することとするもの

ウ 歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保した場合において、必要があるときは、当該場所に街灯、ベンチ等を設けることとするもの

エ 歩行者利便増進道路は、相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第100号)に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とすることとするもの

※ 歩行者利便増進道路

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる道路として道路管理者が指定するものをいう。

2 施行期日

公布の日

相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成
2 4 年相模原市条例第 1 0 0 号)の一部を次のように改正する。
目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断
施設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。
第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。
「第 2 章 歩道等」を「第 2 章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に
改める。
第 3 条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」
を加える。
第 4 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。)」の次に「又は自転
車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」とい
う。)」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項
を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。
3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、相模原市道路構造条例第 4 4 条第 1 項に
規定する幅員の値以上とするものとする。
4 歩行者専用道路の有効幅員は、相模原市道路構造条例第 4 5 条第 1 項に規定す
る幅員の値以上とするものとする。
第 5 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「はめ込まれていること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「から籠内が」を「に在る者と籠内に在る者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第12号)による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)の改正を踏まえた自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準に係る規定の追加、立体横断施設に設けるエレベーターの構造に関する基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準に係る規定の追加(第4条から
第6条まで及び第31条から第33条までの規定関係)

市が特定道路(移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上の利便性及び安全性等を向上することをいう。以下同じ。))が特に必要な道路として国土交通大臣が指定するものをいう。)の新設又は改築を行うときに適合させなければならない当該道路の構造に関する基準について、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に係る基準を追加するもの

ア 有効幅員

(ア) 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするもの

(イ) 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするもの

イ 舗装等

(ア) 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするもの

(イ) 自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けることとするもの

ウ 勾配

自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は5パーセント以下、横断勾配は1パーセント以下とすることを原則とするもの

エ 視覚障害者誘導用ブロック

自転車歩行者専用道路等には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとするもの

オ 休憩施設

自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けることを原則とするもの

カ 照明施設

自転車歩行者専用道路等には、照明施設を連続して設けることを原則とするもの

**(2) 立体横断施設に設けるエレベーターの構造に関する基準に係る規定の改正
(第12条関係)**

特定道路において立体横断施設に設けるエレベーターは、籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とするもの

2 施行期日

公布の日

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
相模原市道路占用料徴収条例(昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 3 2 0 」 を 「 3 3 0 」 に、 「 2 2 0 」 を
「 2 3 0 」 に、 「 8 3 」 を 「 8 4 」 に、 「 5 0 0 」
を 「 5 7 0 」 に、 「 1 2 」 を 「 1 3 」 に、
「 3 3 」 「 3 4 」
5 8 5 9 を に、

8 3

8 4

」

」

「

		外径が 2 メートル以上のもの			3 3 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 8 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの			$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が 2 のもの			$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

」

を

「

	外径が 2 メートル以上のもの				3 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 月	1
			その他のもの		3
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 月	2 3 0
	その他の	上空に設けるも	占用面積 1 平方		1 4 0

		もの	の	メートルにつき 1 月	8 4
			地下に設けるもの		
	その他のもの			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	2 8 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方	2 8 0
法第 3 2 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が 1 のもの		メートルにつき 1 月	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が 2 のもの			$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

」

に、

250
150

を

280
170

に、

50

を

「

57

」に、

50
500
50

を「

57
570
57

」に、

5,000
2,500

」

「

5,700

」を「

500

」を「

570

」に、

$2,800$

$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
を
 $A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
に、
 $A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
を

$A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
に、
 $A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
を
 $A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$
に、
 $A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$

を
 $A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
に、
 $A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
を
 $A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に占用の許可を受け、同日において現に占用を継続しているものの同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直し並びに道路法等の一部を改正する法律(令和２年法律第３１号)による道路法(昭和２７年法律第１８０号)の改正及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和２年政令第３２９号)による道路法施行令(昭和２７年政令第４７９号)の改正を踏まえ、道路の占用料の額を改定いたしたく提案するものである。

相模原市道路占用料徴収条例の改正の概要

1 改正の内容

道路の占用料の額の改定(別表関係)

(1) 固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた道路の占用料の額

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえ、道路の占用料の額を改定するもの

主な占用物件の改定額

占用物件	単位	現行	改定後
第3種電柱(6条以上の電線を支持するもの)	1本につき1月	320円	330円
第2種電話柱(4条又は5条の電線を支持するもの)	1本につき1月	220円	230円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	長さ1メートルにつき1月	12円	13円
道路の上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1月	250円	280円
看板(アーチであるもの及び一時的に設けるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1月	500円	570円

(2) 自動運行補助施設に係る道路の占用料の額

自動運行補助施設(電子的方法、磁気的方法等により自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。)に係る道路の占用料の額を改定するもの

ア 現行

占用面積1平方メートルにつき1月 280円

イ 改定後

占用物件		占用料	
		単位	金額
自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 月	1 円
	その他のもの		3 円
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 月	2 3 0 円
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 4 0 円
	地下に設けるもの		8 4 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

令和 4 年 4 月 1 日前に占用の許可を受け、同日において現に占用を継続しているものの同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の条例の規定を適用することとするもの

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表第 2 職務内容欄に定める特別職職員が同欄に定める職務に従事した場合の当該特別職職員の報酬の額は、別表第 1 に定める報酬の額に別表第 2 に定める報酬の額を加えた額とする。

第 5 条第 1 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 の 2 8 の項中「3 5, 0 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改める。

別表第 2 消防団の役員及び団員の項を削り、同表を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 2 条関係)

職務内容		報酬額	
消防団の団長、方面隊長、副方面隊長、分団長、副分団長、	水火災、地震等の災害への出動	日額	8, 0 0 0 円。ただし、消火活動、救助活動その他これらに準ずる活動を要しなかつた場合にあつては、4, 0 0 0 円
部長、副部長及び団員	訓練、整備、警戒等への出動	日額	3, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

提案の理由

消防団に係る非常勤の特別職職員の処遇の改善を図るため、報酬の額に係る規定の改正及び費用弁償に係る規定の削除をいたしたく提案するものである。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 報酬の額に係る規定の改正(第2条、別表第1及び別表第2関係)

- ア 消防団に係る非常勤の特別職職員(以下「消防団職員」という。)のうち、団員の報酬額を年額35,000円から年額36,500円とするもの
- イ 消防団職員について、職務内容に応じて日額による報酬を支給することとするもの

職務内容	報酬額(日額)
水火災、地震等の災害への出動	8,000円。ただし、消火活動、救助活動その他これらに準ずる活動を要しなかった場合にあっては、4,000円
訓練、整備、警戒等への出動	3,000円

(2) 費用弁償に係る規定の削除(別表第3関係)

勤務内容に応じて消防団職員に支給する費用弁償に係る規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例によることとするもの

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例(平成 17 年相模原市条例第 173 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「21 人」を「20 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

農業委員会の区域内の農地面積の減少に伴い、農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 78 号)第 8 条に規定する基準に従い農地利用最適化推進委員の定数に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 9 8 号参考資料

特定非営利活動法人の指定基準適合表

基準		名称等		更新
				特定非営利活動法人神奈川 県メンタルヘルスサポート 協会
				令和 3 年 8 月 2 日申出
(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。 1				適合
公益要件 2	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			
	ア 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること。			適合
	(ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。			適合
	a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。			適合
	b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。			適合
	(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			適合
	a 一定以上の寄附金を受け入れている実績があること。			-
	b 国等からの支援又は支持を受けている実績があること。			適合 (相模原市等からのメンタルヘルス相談事業の受託)
	c 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績があること。			-
	d 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている一定数以上の団体からの支持を受けている実績があること。			-
	e a から d までの実績に準ずるものとして市長が適当と認める実績があること。			-
	イ 個人の県民税又は市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められている特定非営利活動法人で、市長が適当と認めたものであること。			-
運営要件 3	(3) 運営組織及び経理が適切であること。			適合
	(4) 事業活動の内容が適正であること。			適合
	(5) 主たる事務所及び市内の事務所において書類を閲覧させること。			適合
	(6) インターネットの利用により書類を公表すること。			適合
	(7) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。			適合
	(8) 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等その他公益に反する事実がないこと。			適合
	(9) 設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。			-
(1 0) 実績判定期間において、(1) から (8) までに掲げる基準((2) イに掲げる基準並びに当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合における当該期間の (5) 及び (6) に掲げる基準を除く。)に適合していること。 4				適合 5

- 1 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項第1号
- 2 条例第4条第1項第2号
- 3 条例第4条第1項第3号から第9号まで
- 4 条例第4条第1項第10号
- 5 条例第9条第2項に基づき「実績判定期間において、(1)及び(2)(イに掲げる基準を除く。)に適合していること」と読み替える。

工事請負契約について(津久井消防署建設工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

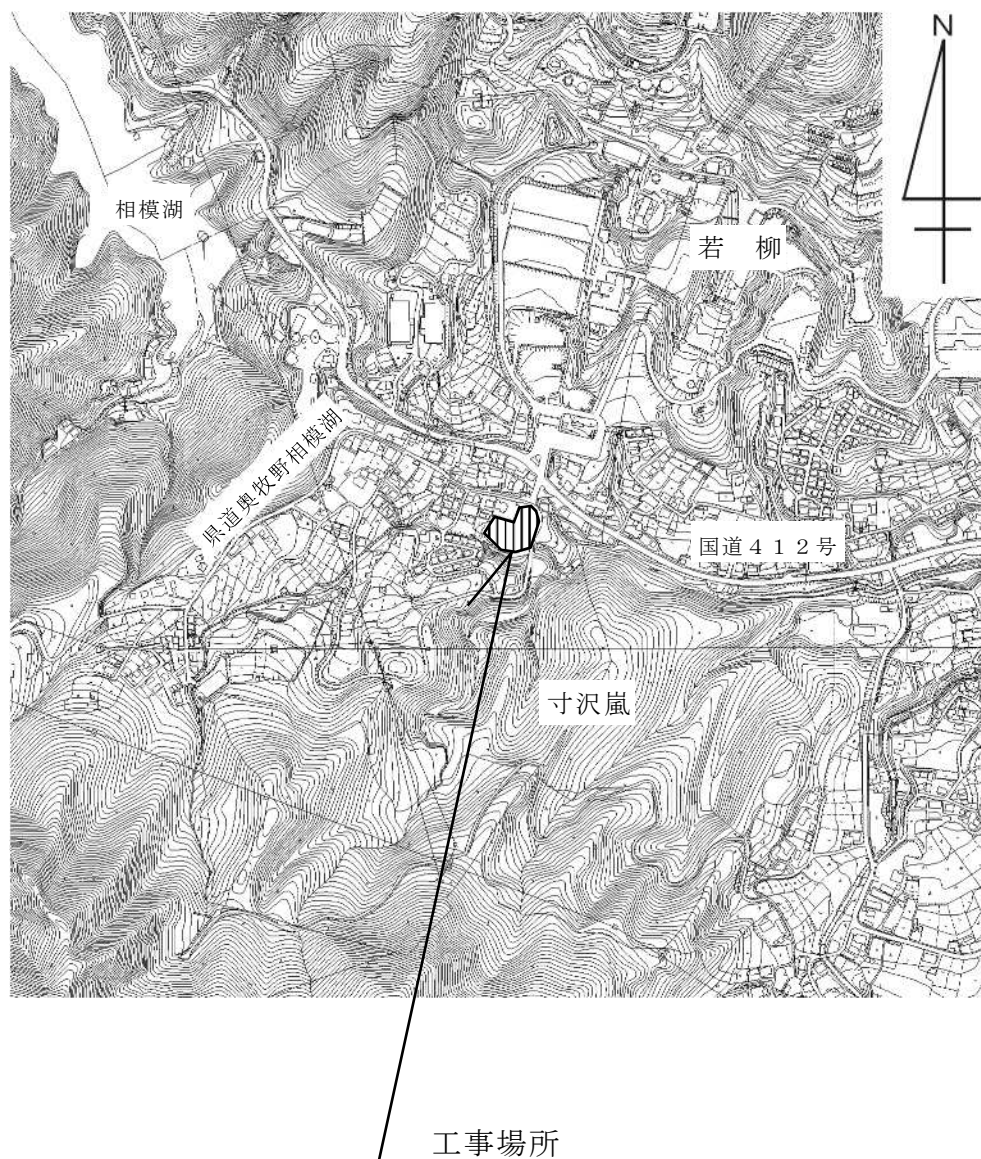
相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 工事の名称
津久井消防署建設工事
- 2 工事の場所
相模原市緑区寸沢嵐 3 4 5 5 番 1 外
- 3 契約金額
1, 1 7 5, 9 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
相模原市南区松が枝町 4 番 5 号
中島・正建特定建設共同企業体
代表者 株式会社中島建設
代表取締役 中 島 一 弘
- 5 履行期限
本契約締結の日から 6 8 0 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

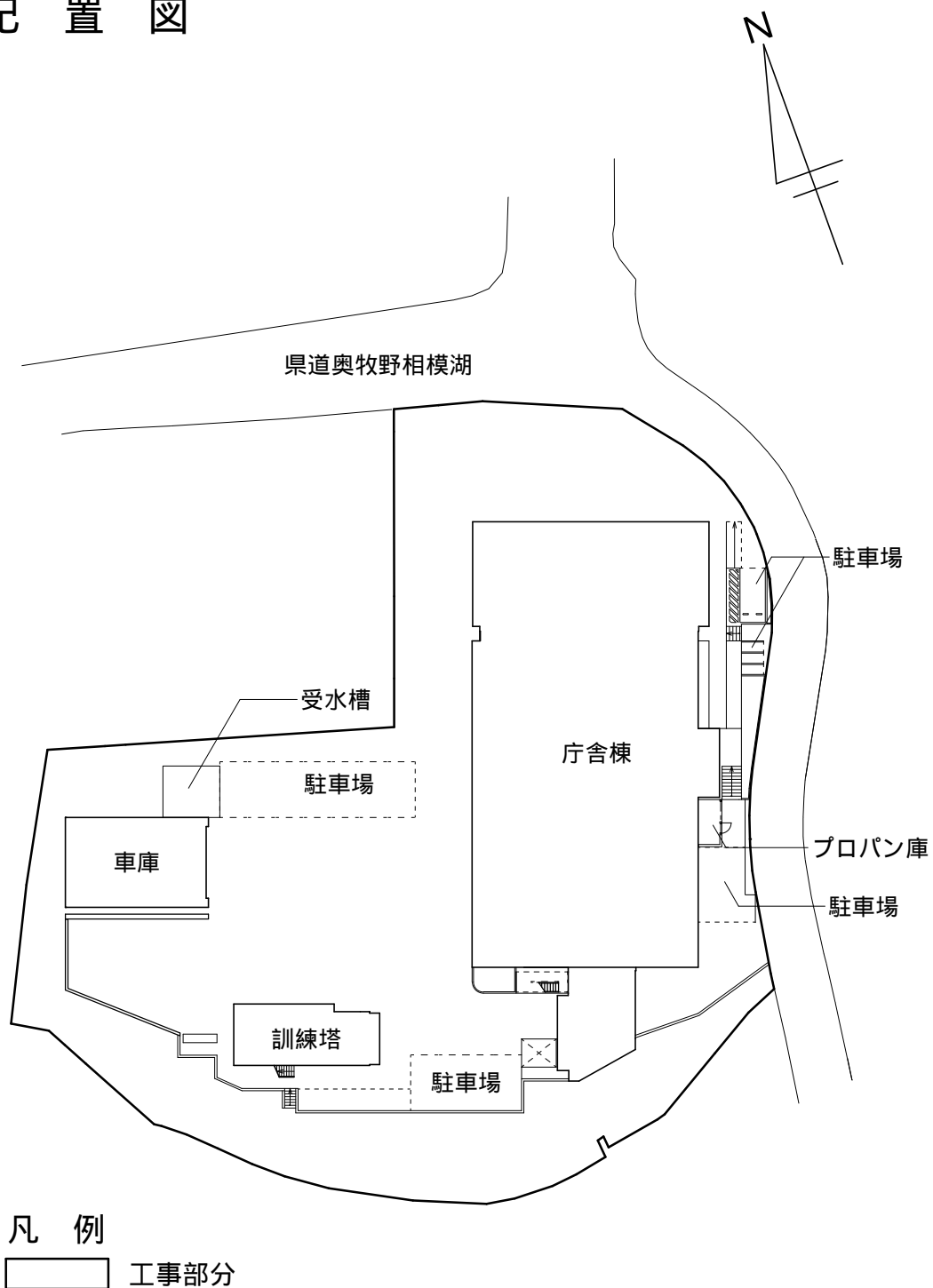
提案の理由

津久井消防署建設工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

案 内 図



配 置 図

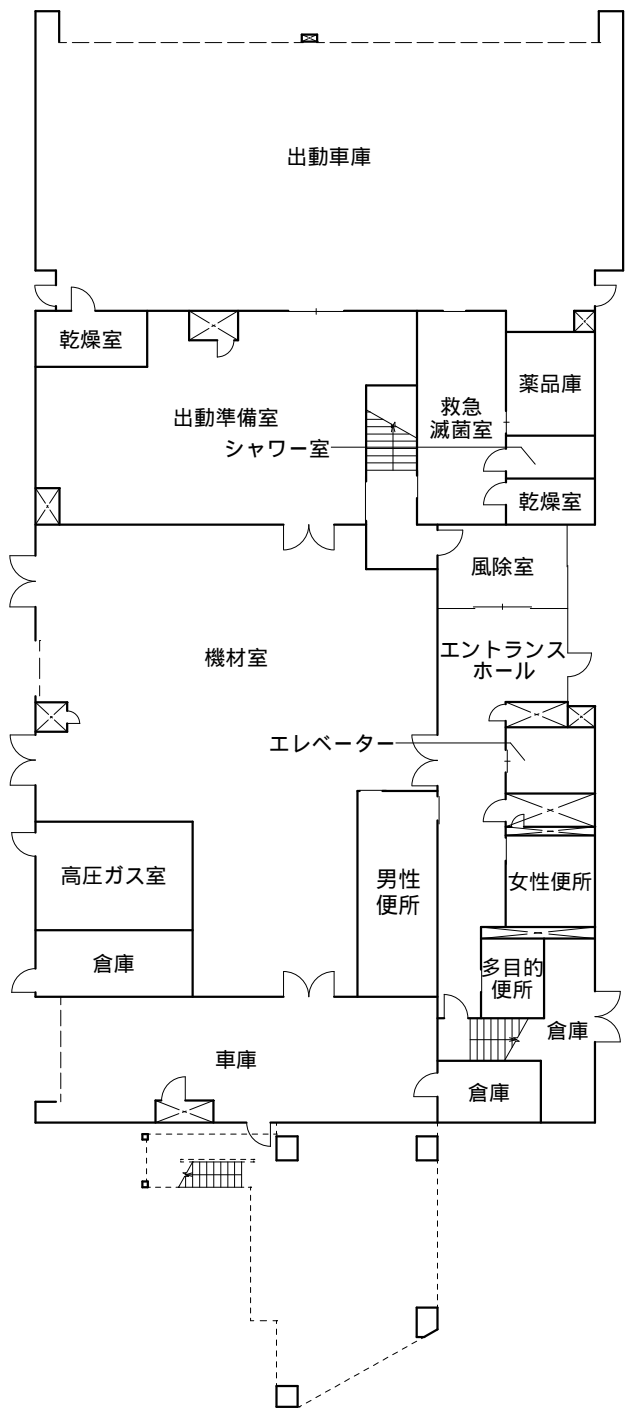


施設の概要

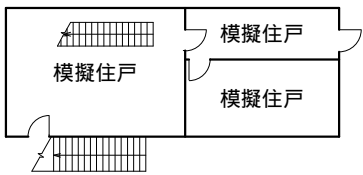
構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建(一部鉄骨造)
建 築 面 積	1 , 0 2 8 . 0 4 m ²
延べ床面積	2 , 9 1 0 . 6 3 m ²

1 階平面図

庁舎棟

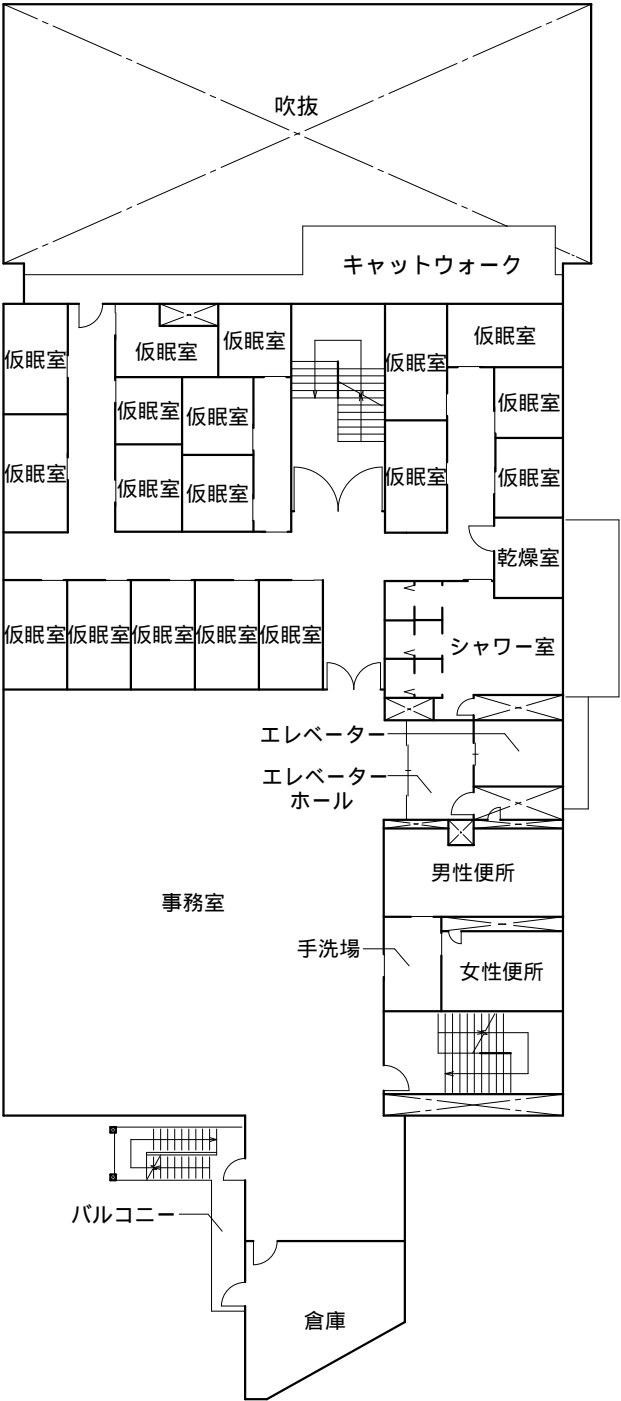


訓練塔

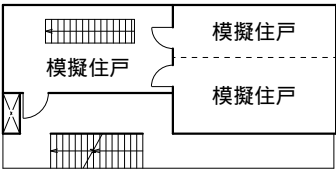


2 階平面図

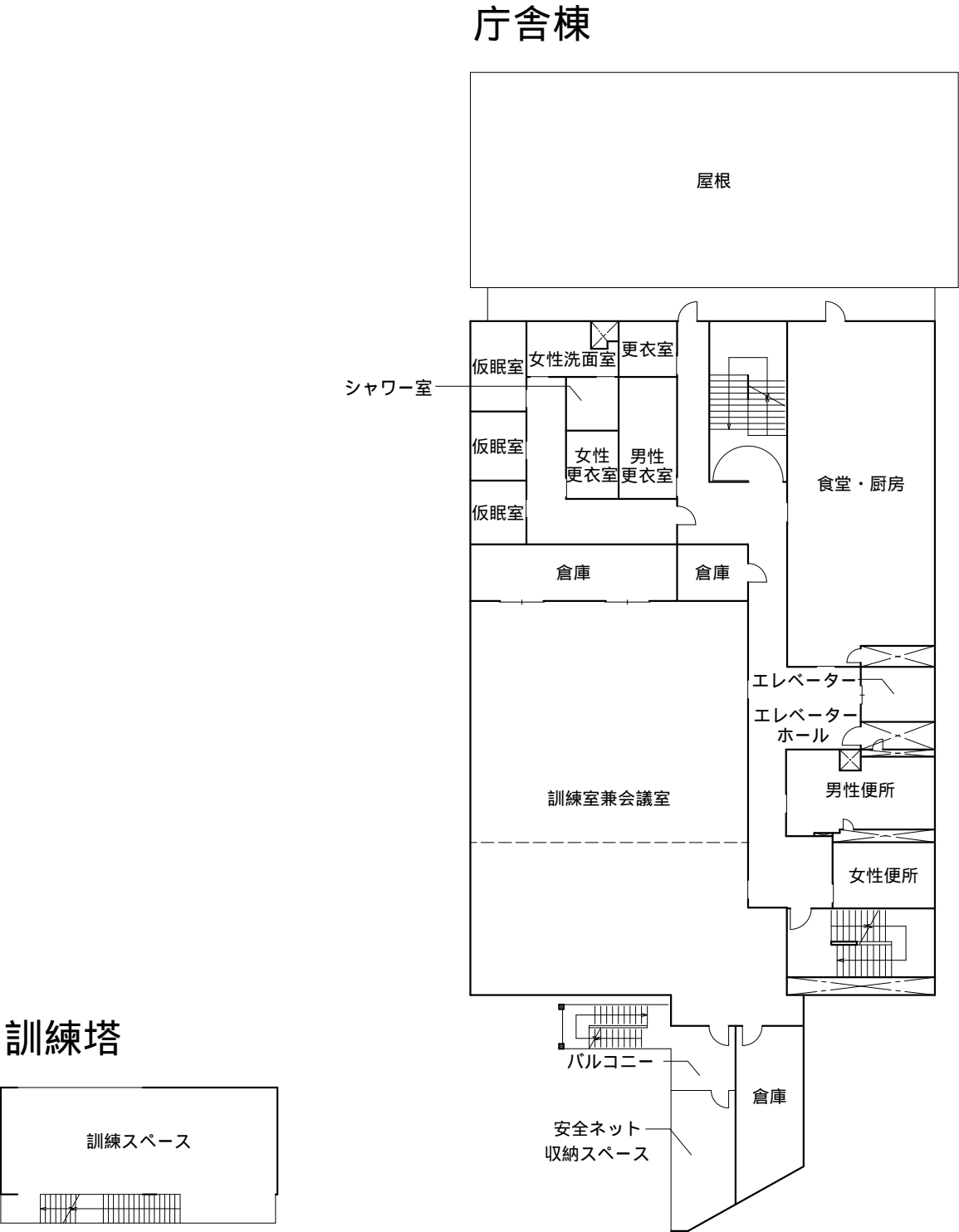
庁舎棟



訓練塔

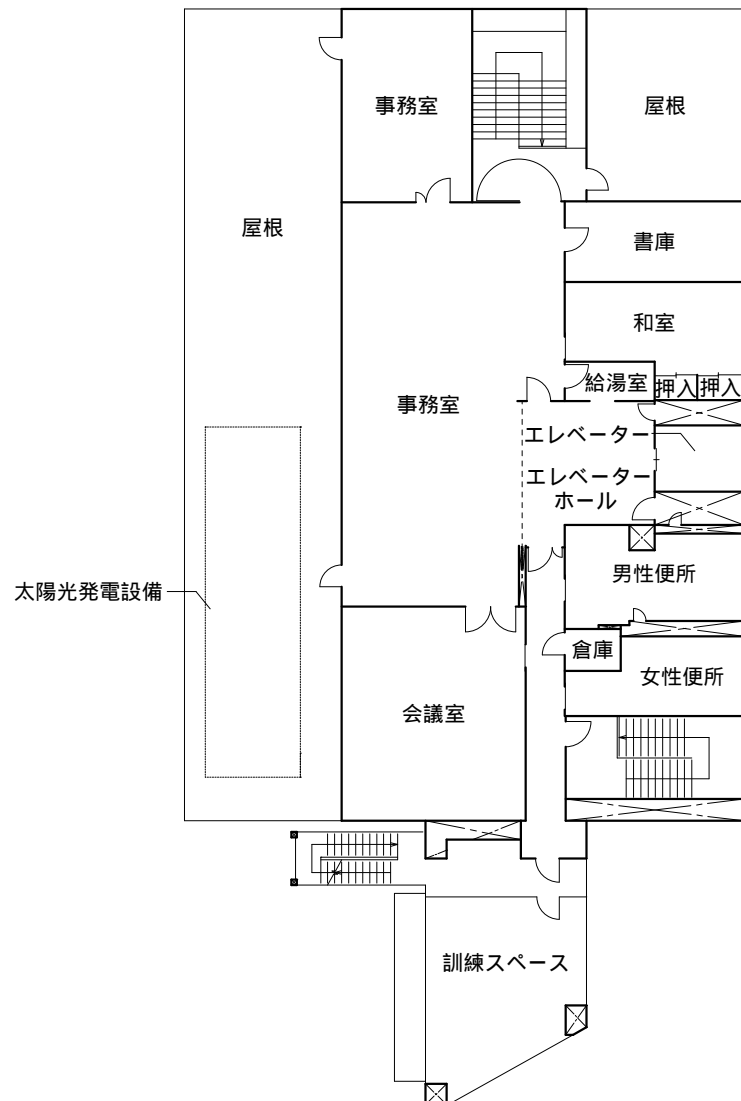


3 階平面図

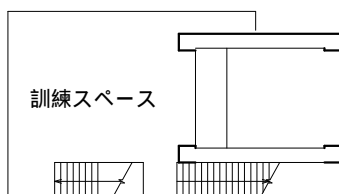


4 階平面図

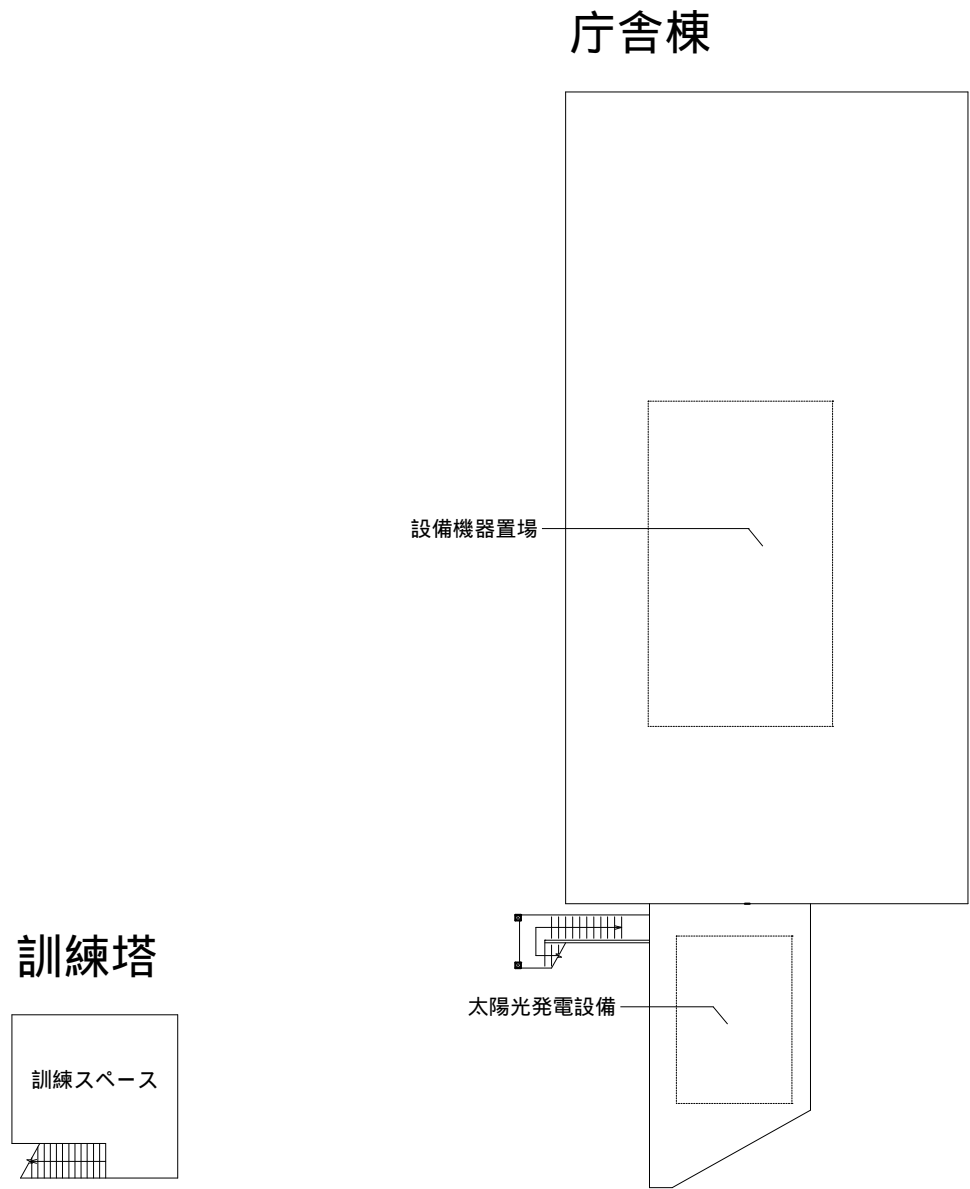
庁舎棟



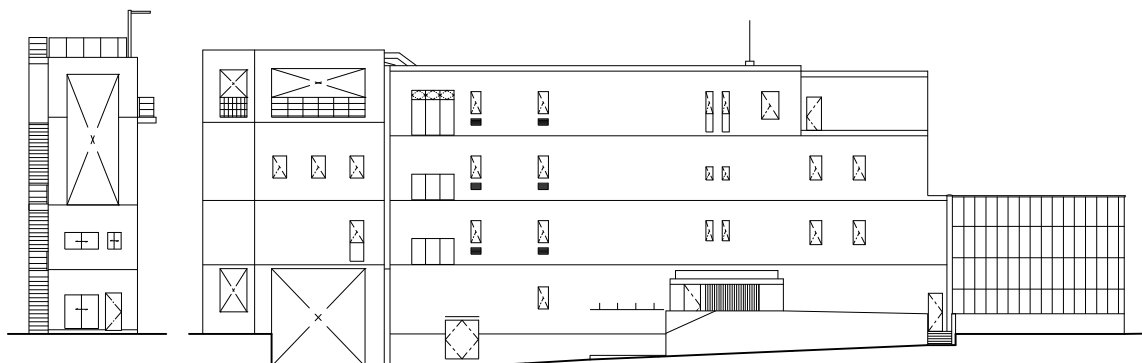
訓練塔



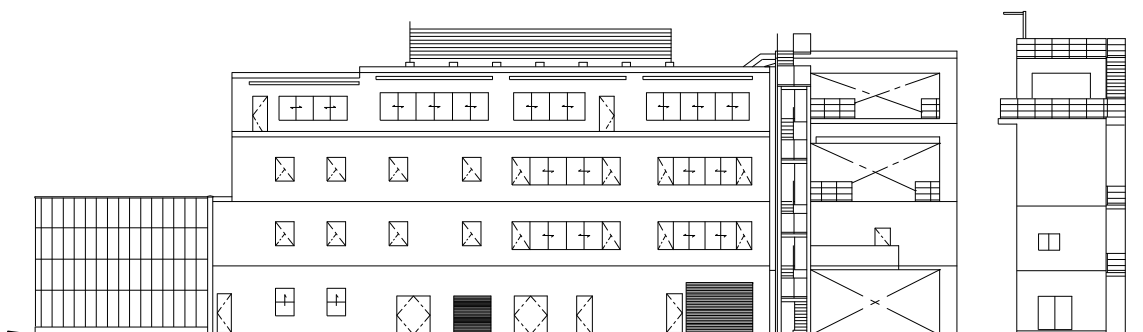
屋上平面図



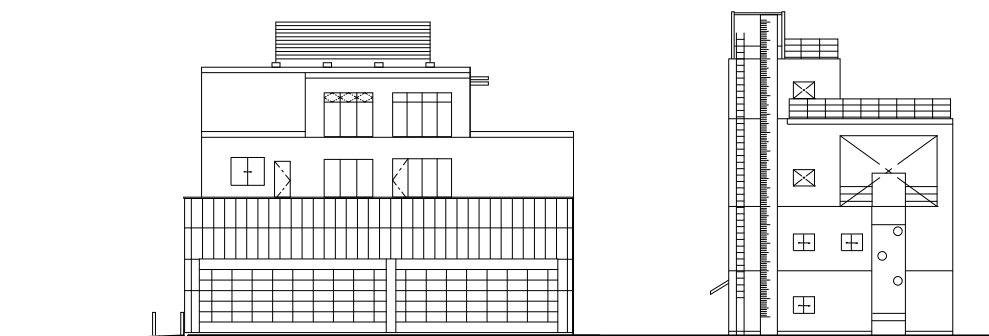
東立面图



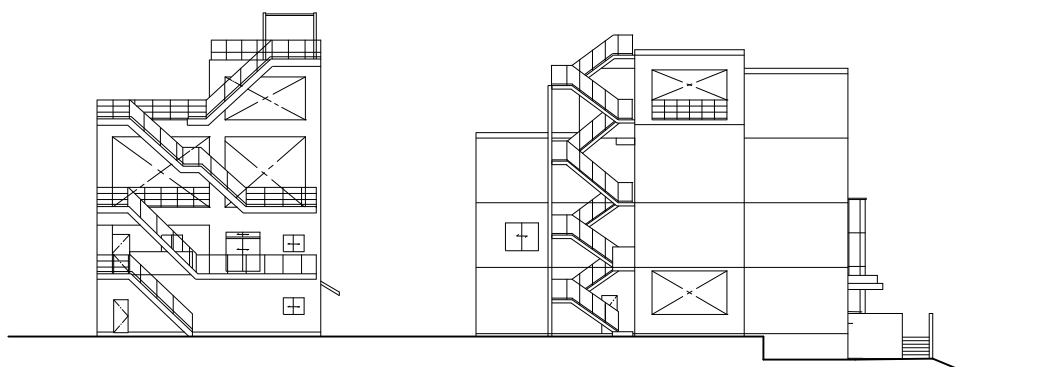
西立面图



北立面图



南立面图



議案第 106 号関係資料(その2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市南区松が枝町4番5号
中島・正建特定建設共同企業体

2 代表者

株式会社中島建設 代表取締役 中島 一弘

3 構成員

相模原市南区松が枝町4番5号
株式会社中島建設 代表取締役 中島 一弘
相模原市南区麻溝台7丁目12番12号
株式会社正建 代表取締役 義見 亮太

4 各構成員の概要

構 成 員			株式会社中島建設	株式会社正建
資 本 金			50,000 千円	30,000 千円
従 業 員 数			44 人	15 人
年 間 工 事 完 成 高			3,242,758 千円	985,139 千円
建設業法による許可の 番 号 及 び 年 月 日			国土交通大臣 許可(特-29) 第 22454 号 平成 29 年 12 月 26 日	神奈川県知事 許可(特-30) 第 61713 号 平成 30 年 5 月 25 日
営 業 年 数			46 年	36 年
最 近 に	1	発注者	東京都世田谷区	神奈川県内広域水道企業団
		工事名	仮称希望丘複合施設増築 他工事	西長沢浄水場次亜・活性 炭建屋建築工事
		受注金額	1,896,048 千円 (1,327,233 千円)	464,518 千円
		施工期	平成29年6月～平成31年1月	平成25年6月～平成28年2月

おける 主な受 注工事	2	発注者	東京都世田谷区	神奈川県内広域水道企業団
		工事名	仮称世田谷区営豪徳寺ア パート2号棟新築工事・ 区立豪徳寺保育園改築工 事	相模原浄水場次亜注入設 備棟建築工事
		受注金額	573,069 千円	270,200 千円
		施工期	平成29年6月～ 平成30年12月	平成30年8月～ 令和2年2月

※ 受注金額欄の()内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

議案第 106 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完 成 高
1	相模原市南区松が枝町 4 番 5 号 中島・正建特定建設共同 企業体	株式会社中島建 設 代表取締役 中島 一弘	千円 80,000	千円 4,227,897
2	相模原市中央区田名塩田 4 丁目 1 6 番 4 号 大野土建・西野工務店共 同企業体	大野土建株式会 社 代表取締役 大野 攻	80,000	3,868,912

議案第106号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	中島・正建特定建設共同 企業体	110.3	円 1,069,000,000	0.1031	1	落札
2	大野土建・西野工務店共 同企業体	111.4	1,133,000,000	0.0983	2	

※ 開札日時 令和3年10月11日 午前9時00分

※ 予定価格 1,147,670,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 1,064,240,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 1,042,955,200円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

指定管理者の指定について(相模原市立市民・大学交流センター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立市民・大学交流センター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号
名 称 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの概要

1 設立年月日等

平成 22 年 4 月 1 日 設立

平成 22 年 10 月 1 日 公益社団法人に移行

2 規模

(1) 職員数等 役員 9 名、職員 29 名

(2) 資産の総額 14,769,416 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 公益目的事業

(ア) 多彩な学びの場を市民に提供する事業

(イ) まちづくりの担い手を育成する事業

(ウ) 新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業

(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 収益事業等

(ア) ア(ア)から(エ)までに関わる施設等の管理運営事業

(イ) その他の事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者(平成 25 年 3 月から現在に至る。)

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和3年6月15日から同年7月16日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和3年6月28日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 令和3年7月20日から同年8月23日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和3年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民・大学交流センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学准教授)及び委員(金融機関代表者1名、公認会計士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	17
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	40	34
	自主事業	40	34
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	40	28
	人員配置	40	30
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	15
	小計	280	217
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	16
	小計	80	54
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	40	24
	団体の管理能力	40	30
	労働環境の適正性	40	26
	小計	120	80
合計		480	351

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、73.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園競技場他 3 施設)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 12 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ
広場及び相模原麻溝公園グラウンド

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

名 称 相模原市スポーツ協会グループ

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ
広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであ
る。

議案第 108 号関係資料(その 1)

相模原市スポーツ協会グループの概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

公益財団法人相模原市スポーツ協会

東京都中野区東中野 3 丁目 20 番 10 号

日本体育施設株式会社

東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号

株式会社 N T T ファシリティーズ

相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

株式会社ギオン

相模原市中央区相模原 5 丁目 1 番 19 号

株式会社スポーツクラブ相模原

東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号

株式会社ディー・エヌ・エー

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市スポーツ協会	平成元年 10 月 26 日 設立 平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行 令和 2 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市体育協会から公益財団法人相模原市スポーツ協会に改称
日本体育施設株式会社	昭和 46 年 5 月 10 日 設立
株式会社 N T T ファシリティーズ	平成 3 年 10 月 18 日 設立 平成 18 年 7 月 1 日 株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズから株式会社 N T T ファシリティーズに改称
	昭和 47 年 5 月 20 日 設立

株式会社ギオン	平成１３年１月５日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
株式会社スポーツクラブ相模原	平成２０年３月６日 設立
株式会社ディー・エヌ・エー	平成１１年３月４日 設立

３ 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市スポーツ協会	役員 １８名 職員 ３７名	基本財産 １１２，０２０千円
日本体育施設株式会社	役員 ７名 従業員 １１８名	資本金 ４３，５００千円
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	役員 ２１名 従業員 １，３７９名	資本金 １２，４００，０００千円
株式会社ギオン	役員 ７名 従業員 ５，０００名	資本金 ４６，７２０千円
株式会社スポーツクラブ相模原	役員 ８名 従業員 ３０名	資本金 ２４，０００千円
株式会社ディー・エヌ・エー	役員 １１名 従業員 ２，１００名	資本金 １０，３９６，９３５千円

４ 事業概要等

（１）事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市スポーツ協会	ア スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進 イ スポーツ団体、選手、指導者等の育成指導、支援及び表彰 ウ スポーツを通じた交流の促進 エ スポーツに関する情報の収集及び提供 オ スポーツ活動の機会・場の提供

	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
日本体育施設株式会社	ア 総合グラウンド及び各種運動場の基本計画、設計、施工、請負及び監理 イ 体育施設の設計及び施工 ウ 土木工事・造園工事・舗装工事・防水工事の設計、施工、請負及び監理 エ 建築工事業 オ 上記工事に関する調査及び測量並びにそれに必要な資材・機械類の輸出入及び販売 カ 各種床材及び建材の輸出入及び販売 キ スポーツ施設用機具及びスポーツ用品の輸出入、販売及び賃貸 ク 人工芝の販売、設置及び施工 ケ 各種スポーツ施設の管理、賃貸及び運営 コ 公園の管理・運営の受託及び各種催物のためのイベント施設の賃貸
株式会社NTTファシリティーズ	ア 建築物・工作物全般、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システムに係る次に掲げる業務 (ア) 設計、監理及び工事の請負 (イ) 保守、維持管理及び修繕 (ウ) コンストラクションマネジメント(発注主代理による建設プロジェクトの管理及び調整) (エ) 清掃、害虫駆除及び環境測定 イ 次に掲げる事項に係る企画及びコンサルティング (ア) 不動産、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システム (イ) 不動産、建築設備、インテリア及び建築物の利用環境等に関する経営管理活動(ファシリティマネジメント) (ウ) 環境改善及び環境保全 ウ 不動産及び電気通信・コンピュータ用電力設備に係る

	売買、交換、賃貸、管理及び仲介 エ 警備業務 オ 駐車場の管理運営業務 カ 自家用発電装置・冷暖房装置並びにそれに係る電気及び熱源供給システムの開発、設計、監理、保守、販売、賃貸及び工事の請負 キ コージェネレーションシステム(電気・熱併給発電システム)等による電気供給事業及び熱源供給事業
株式会社ギオン	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ 貨物利用運送事業 ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業 エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 オ 一般廃棄物の収集及び運搬業 カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業 キ 搬送装置製造販売 ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 ケ スポーツ施設の運営及び管理業務 コ 警備業 サ 清掃業
株式会社スポーツクラブ相模原	ア サッカークラブの運営 イ サッカー試合の開催・運営 ウ スポーツクラブ及びスポーツ教室の企画・指導・運営及びコンサルティング エ スポーツ競技及びスポーツに関する催物の企画・運営及び管理 オ サッカー競技場等スポーツ施設の保有・運営及び管理 カ サッカーその他のスポーツ選手及び指導員の養成 キ スポーツ活動に関する調査・研究及び出版業務 ク スポーツに関するキャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物の画像を付けたもの)の企画及び著作権・商標権・意匠権の管理業務並びにスポー

	ツ用品及び玩具の輸出入・製作・売買及び賃貸 ケ スポーツに関する音楽・映像を録音・録画したカセットテープ・ビデオテープ等の商品の企画・製作・販売及び賃貸 コ プロサッカー選手のマネジメント業務 サ 広告及び宣伝業
株式会社ディー・エヌ・エー	ア 各種情報処理サービス及び情報提供サービス イ ホームページの企画、制作及び運営 ウ 衣料品、装身具、家庭用電気製品、スポーツ用品、医薬品、医療機器、介護用品、食料品、酒類等の企画、製造、売買及びその仲介 エ 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業 オ イベントの企画及び運営 カ スポーツ、音楽、ゲーム、映画、演劇その他各種催事の企画、製作及び興行並びに関連商品の製造・販売 キ スポーツ、宿泊、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉、研修教育等の各種施設・設備の経営及び関連する役務提供 ク スポーツ選手、インストラクター、作家、音楽家その他の芸術・技術専門家等のマネジメント ケ スポーツ・文化等の各種教室・講座及び学習塾の経営並びに教材の提供

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市スポーツ協会	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

日本体育施設株式会社	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。) エ 中野区上高田運動施設、哲学堂運動施設及び哲学堂公園並びに妙正寺川公園運動広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) オ 仙台市七北田公園の一部(仙台スタジアム及び体育館を含む。)の指定管理者(平成19年4月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社N T T ファシリティーズ	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。) エ 静岡県立水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) オ 大田区総合体育館の指定管理者(平成24年3月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社ギオン	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。) エ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現

在に至る。)

オ 町田市小野路公園、鶴川中央公園及び鶴川 1 号緑地の
指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者の選考について

1 選考理由

相模原市スポーツ協会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 3 年 6 月 15 日から同年 7 月 14 日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和 3 年 7 月 1 日(参加数 7 団体)

ウ 申請の受付 令和 3 年 8 月 3 日から同年 9 月 2 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

令和 3 年 10 月 12 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された都市公園及び体育施設指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士 1 名、相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、市職員 1 名) 計 4 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	2 0	1 7
	管理運営方針	4 0	3 0
	地域活性化	4 0	2 8
	計画事業(自主事業を除く。)	6 0	3 9
	自主事業	4 0	2 8
	利用者ニーズ	4 0	2 6
	維持管理計画	6 0	4 2
	人員配置	4 0	2 6
	安全管理及び緊急時の対応	4 0	2 6
	適正な管理・経理	4 0	2 6
	小計	4 2 0	2 8 8
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	2 0	1 2
	指定管理料の削減	2 0	1 2
	利益の還元	4 0	2 4
	小計	8 0	4 8
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	2 0	1 4
	団体の管理能力	2 0	1 4
	労働環境の適正性	2 0	1 2
	小計	6 0	4 0
合計		5 6 0	3 7 6

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、280点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(560点)を100点満点に換算した場合の得点は、67.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

1 設立年月日等

昭和 37 年 6 月 14 日 設立

昭和 49 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

平成 26 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

2 規模

(1) 職員数等 役員 13 名、職員 111 名

(2) 基本財産 206,578,471 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者(平成 21 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成 21 年 4 月から現在に至る。)

相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター
若竹園の指定管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和3年6月18日から同年8月27日まで

イ 説明会 令和3年7月12日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 令和3年7月26日から同年8月27日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和3年10月5日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立老人福祉センター溪松園・若竹園指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(相模原市老人クラブ連合会代表者2名、相模原市社会福祉協議会代表者1名、市職員1名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	5 0	4 4
	管理運営方針	2 5	2 0
	地域活性化	2 5	1 9
	計画事業(自主事業を除く。)	5 0	3 8
	自主事業	5 0	4 0
	利用者ニーズ	5 0	4 0
	維持管理計画	2 5	1 7
	人員配置	2 5	1 8
	安全管理及び緊急時の対応	2 5	1 9
	適正な管理・経理	2 5	1 9
	小計	3 5 0	2 7 4
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	2 5	1 7
	指定管理料の削減	2 5	1 5
	利益の還元	2 5	1 5
	小計	7 5	4 7
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	2 5	2 3
	団体の管理能力	2 5	1 9
	労働環境の適正性	2 5	1 7
	小計	7 5	5 9
合計		5 0 0	3 8 0

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、2 5 0 点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(5 0 0 点)を1 0 0 点満点に換算した場合の得点は、7 6 点である。

指定管理者の指定について(相模原市立清新デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立清新デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区清新 7 丁目 4 番 1 号
名 称 社会福祉法人智泉会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

社会福祉法人智泉会の概要

1 設立年月日

平成 9 年 1 月 3 0 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 8 名、職員 5 9 名

(2) 資産の総額 1, 2 9 9, 8 1 8, 0 5 9 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 軽費老人ホームの経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ウ) 老人デイサービス市立清新デイサービスセンターの管理運営

ウ 地域包括支援センター事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人智泉会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 3 年 6 月 1 8 日から同年 8 月 2 7 日まで

イ 説明会 令和 3 年 7 月 9 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 令和 3 年 7 月 2 6 日から同年 8 月 2 7 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

令和 3 年 1 0 月 6 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立清新デイサービスセンターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会代表者 1 名、市職員 1 名) 計 4 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	40	30
	自主事業	20	13
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	20	14
	人員配置	40	30
	安全管理及び緊急時の対応	40	26
	適正な管理・経理	20	12
	小計	280	196
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	利益の還元	40	24
	小計	60	36
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	10
	団体の管理能力	20	13
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	36
合計		400	268

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、200点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、67点である。

指定管理者の指定について(相模原市立星が丘デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立星が丘デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区上溝 5 4 2 3 番地 5
名 称 社会福祉法人上溝緑寿会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

社会福祉法人上溝緑寿会の概要

1 設立年月日

平成 6 年 1 1 月 1 4 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 9 名、職員 1 8 9 名

(2) 資産の総額 2, 2 4 5, 0 7 1, 3 4 5 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 軽費老人ホームの経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人居宅介護等事業の経営

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ウ) 老人デイサービス事業の経営

(エ) 障害福祉サービス事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 老人デイサービスセンター市立星が丘デイサービスセンターの管理・経営

(キ) 移動支援事業の経営

ウ 居宅介護支援事業

エ 上溝地域包括支援センターの事業

オ 星が丘地域包括支援センターの事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人上溝緑寿会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 3 年 6 月 1 8 日から同年 8 月 2 7 日まで

イ 説明会 令和 3 年 7 月 1 2 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 令和 3 年 7 月 2 6 日から同年 8 月 2 7 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

令和 3 年 1 0 月 6 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立星が丘デイサービスセンターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会代表者 1 名、市職員 1 名) 計 4 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	20	15
	地域活性化	20	15
	計画事業(自主事業を除く。)	40	30
	自主事業	20	12
	利用者ニーズ	40	28
	維持管理計画	20	14
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	40	26
	適正な管理・経理	20	12
	小計	280	195
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	利益の還元	40	20
	小計	60	32
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	10
	団体の管理能力	20	13
	労働環境の適正性	20	12
	小計	60	35
合計		400	262

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、200点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.5点である。

指定管理者の指定について(相模原市立古淵デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立古淵デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区東淵野辺 4 丁目 2 5 番 3 号
名 称 社会福祉法人たけのうち福祉会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 2 号関係資料(その 1)

社会福祉法人たけのうち福祉会の概要

1 設立年月日

平成 1 1 年 5 月 6 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 8 名、職員 1 6 2 名

(2) 資産の総額 1, 9 3 3, 0 4 2, 7 7 5 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

第二種社会福祉事業

ア 幼保連携型認定こども園の経営

イ 老人デイサービスセンターの経営

ウ 一時預かり事業の経営

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人たけのうち福祉会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 3 年 6 月 1 8 日から同年 8 月 2 7 日まで

イ 説明会 令和 3 年 7 月 1 2 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 令和 3 年 7 月 2 6 日から同年 8 月 2 7 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

令和 3 年 1 0 月 6 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立古淵デイサービスセンターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会代表者 1 名、市職員 1 名) 計 4 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	14
	管理運営方針	20	12
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	40	32
	自主事業	20	11
	利用者ニーズ	40	26
	維持管理計画	20	14
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	40	24
	適正な管理・経理	20	12
	小計	280	187
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	12
	利益の還元	40	20
	小計	60	32
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	17
	団体の管理能力	20	13
	労働環境の適正性	20	12
	小計	60	42
合計		400	261

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、200点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立東林ふれあいセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立東林ふれあいセンター
- 2 指定管理者
所在地 東京都足立区足立 4 丁目 2 8 番 1 0 号
名 称 ヤオキン商事株式会社
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

ヤオキン商事株式会社の概要

1 設立年月日等

昭和 2 7 年 1 1 月 6 日 設立

昭和 4 2 年 1 2 月 1 5 日 八百金燃料株式会社から八百金商事株式会社に改称

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日 ヤオキン商事株式会社に改称

2 規模

(1) 従業員数等 役員 5 名、従業員 6 3 5 名

(2) 資本金 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 各種燃料及び器具の卸、小売及び賃貸

イ 自動車同部分品の販売修理及び板金加工

ウ ガソリンスタンドの経営

エ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介業並びに土地造成分譲

オ 地方公共団体等から委託を受けてする公共施設(動物園、公園等)内の自動車の運行管理代行業務

カ スポーツ施設の経営及び受託業務

キ 会議、研修会等の施設の経営及び受託業務

ク 美術館、博物館、資料館、図書館、植物園等の管理運営業務

ケ 警備の請負及びその保障に関する事業

コ 警備及び安全に関する調査、指導及び助言に関する事業

サ 建物及び設備の安全管理等の請負とそのための保全に関する事業

シ 労働者派遣事業

ス 学校等の公共施設の管理運営業務及びこれに付随する業務

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 足立区梅田地域学習センター及び足立区梅田体育館の指定管理者(平成 1 7 年 4 月から現在に至る。)

イ 足立区舎人地域学習センターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

る。)

ウ 足立区中央本町地域学習センター及び足立区中央本町体育館の指定管理者
(平成19年4月から現在に至る。)

エ 足立区鹿浜地域学習センター、足立区鹿浜体育館及び足立区立鹿浜図書館
の指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)

オ 足立区生涯学習センターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

※ オについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

ヤオキン商事株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和3年6月18日から同年8月27日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和3年7月9日(参加数 2団体)

ウ 申請の受付 令和3年7月26日から同年8月27日まで(申請数 2団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	相模原市中央区富士見6丁目6番23号

(4) 選考

令和3年10月12日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立東林ふれあいセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成等

委員長(公認会計士)及び委員(東林地区自治会連合会代表者1名、東林

地区老人クラブ連合会代表者 1 名、東林地区社会福祉協議会代表者 1 名、市職員 1 名) 計 5 名(うち 1 名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	4 0	3 6
	管理運営方針	2 0	1 7
	地域活性化	2 0	1 6
	計画事業(自主事業を除く。)	4 0	3 6
	自主事業	4 0	3 4
	利用者ニーズ	4 0	3 4
	維持管理計画	2 0	1 6
	人員配置	2 0	1 5
	安全管理及び緊急時の対応	2 0	1 6
	適正な管理・経理	2 0	1 4
	小計	2 8 0	2 3 4
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	2 0	1 5
	指定管理料の削減	2 0	1 2
	利益の還元	2 0	1 2
	小計	6 0	3 9
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	2 0	1 4
	団体の管理能力	2 0	1 6
	労働環境の適正性	2 0	1 4
	小計	6 0	4 4
合計		4 0 0	3 1 7

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、2 0 0 点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	307

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
ヤオキン商事株式会社	79.2
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	76.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立環境情報センター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立環境情報センター
- 2 指定管理者
所在地 東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号
名 称 三菱電機ライフサービス株式会社
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立環境情報センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

三菱電機ライフサービス株式会社の概要

1 設立年月日

昭和 3 9 年 4 月 1 日

2 規模

(1) 従業員数等 役員 1 9 名、従業員 4, 8 4 8 名

(2) 資本金 3, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 不動産売買、仲介、賃貸及び管理

イ ホテル、食堂、宿泊施設、寮社宅、福利厚生施設、スポーツ施設、駐車場、
各種会議室及び展示場等の施設の経営及び運営管理に関する事業

ウ 寮施設、給食施設等の器具備品、設備等の賃貸事業

エ 企業の事務処理の代行事業及び福利厚生施策制度の運営・管理業務

オ 研修企画運営事業

カ 労働者派遣事業

キ 健康の保持・増進に関する健康指導業務

ク 発電及び売電に関する事業

ケ 造園緑化工事の設計、監理及び施工請負並びにガーデンショップ、ガーデ
ニング教室、庭園等の経営

コ パソコン教室・語学教室等のカルチャーセンターの経営

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 神奈川県立葉山公園及び神奈川県立はやま三ヶ岡山緑地の指定管理者(平
成 2 7 年 4 月から現在に至る。)

イ 姫路市音楽演劇練習場の指定管理者(平成 2 7 年 4 月から現在に至る。)

ウ 尼崎市立武庫東生涯学習プラザの指定管理者(平成 3 1 年 4 月から現在に
至る。)

エ 伊丹市スワンホール(伊丹市立労働福祉会館、伊丹市立中央公民館及び青
少年センター)の指定管理者(令和 2 年 4 月から現在に至る。)

相模原市立環境情報センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

三菱電機ライフサービス株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和 3 年 6 月 1 5 日から同年 7 月 1 6 日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和 3 年 6 月 2 8 日(参加数 6 団体)

ウ 申請の受付 令和 3 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 3 日まで(申請数 3 団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社ウイツコミュニティ	東京都新宿区新宿 1 丁目 1 4 番 1 2 号玉屋ビル 4 F
株式会社ギオン	相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

(4) 選考

令和 3 年 9 月 2 9 日に、申請のあった 3 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立環境情報センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学講師)及び委員(公認会計士1名、大学准教授1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	15
	管理運営方針	40	28
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	60	42
	自主事業	20	14
	利用者ニーズ	20	13
	維持管理計画	20	15
	人員配置	40	28
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	40	24
	小計	300	208
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	14
	指定管理料の削減	20	12
	利益の還元	20	18
	小計	60	44
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	15
	団体の管理能力	40	28
	労働環境の適正性	20	13
	小計	80	56
合計		440	308

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、220点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社ウイッツコミュニティ	304
株式会社ギオン	281

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(440点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
三菱電機ライフサービス株式会社	70.0
株式会社ウイッツコミュニティ	69.0
株式会社ギオン	63.8

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(津久井又野公園他 5 施設)
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 津久井グループ運営共同事業体

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 5 号関係資料(その 1)

津久井グループ運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
 平塚市真田 4 丁目 3 9 番 3 8 号
 東海体育指導株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの 協会と合併し、公益財団法人相 模原市都市整備公社から公益財 団法人相模原市まち・みどり公 社に改称
東海体育指導株式会 社	昭和 5 4 年 3 月 2 0 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役 員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職 員 1 1 1 名	
東海体育指導株式会 社	役 員 7 名	資本金 1 0 , 0 0 0 千円
	従業員 3 5 2 名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
東海体育指導株式 会社	ア スイミングクラブの管理経営 イ 体育スポーツに関する企画運営 ウ スポーツ用品の器具及び機械の販売 エ 体育施設及び教育施設の清掃業務 オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備 カ 労働者派遣事業 キ 介護及び福祉サービスの提供 ク スクールバス等の運行及び送迎サービス ケ 催事の企画及び運営 コ 公園施設の管理、保守及び点検 サ レジャー施設の保守及び管理 シ ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営 ス 公衆浴場の企画、運営及び経営 セ 飲食店の企画、運営及び経営 ソ インターネット関連事業 タ アからソまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	イ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。) オ 相模原麻溝公園(競技場、動物公園及びスポーツ広場を除く。)及び相模原北公園(スポーツ広場を除く。)の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) カ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
東海体育指導株式 会社	ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。) エ 伊勢原市総合運動公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。) オ 伊勢原市市ノ坪公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者の選考について

1 選考理由

津久井グループ運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和3年6月15日から同年7月14日まで

イ 説明会及び現地見学会 令和3年7月13日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 令和3年8月3日から同年9月2日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

令和3年10月4日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士1名、相模原市スポーツ推進審議会委員1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	2 0	1 5
	管理運営方針	2 0	1 4
	地域活性化	2 0	1 5
	計画事業(自主事業を除く。)	6 0	4 5
	自主事業	4 0	2 8
	利用者ニーズ	4 0	2 4
	維持管理計画	2 0	1 2
	人員配置	2 0	1 2
	安全管理及び緊急時の対応	4 0	2 4
	適正な管理・経理	4 0	2 4
	小計	3 2 0	2 1 3
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	2 0	1 3
	指定管理料の削減	2 0	1 2
	利益の還元	4 0	2 4
	小計	8 0	4 9
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	2 0	1 2
	団体の管理能力	2 0	1 2
	労働環境の適正性	2 0	1 2
	小計	6 0	3 6
合計		4 6 0	2 9 8

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する
合計得点における最低基準得点は、2 3 0点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(4 6 0点)を1 0 0点満点に換算した場合の得点は、6 4. 7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和 2 3 年法律第 1 4 4 号)第 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

令和 4 年度の発売限度額 4, 5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

提案の理由

令和 4 年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和 2 3 年法律第 1 4 4 号)第 4 条第 1 項の規定により提案するものである。

総合評価方式における評価項目及び評価結果

津久井消防署建設工事

	業者名	企業の施工能力										企業の社会性・信頼性											加算点 合計	技術 評価点	入札価格	評価値	適用
		同種工 事の施 工実績	工事成 績	優良工 事表彰 の受賞 実績	I S O 9001 の認証 取得の 有無	配置予 定技術 者の同 種工事 の施工 経験	配置予 定技術 者の工 事成績	配置予 定技術 者の保 有資格	配置予 定技術 者の継 続学習 の有無	相模原 市発注 工事の 履行遅 滞の有 無	手持ち 工事量	相模原 市との 災害時 協力協 定等の 締結の 有無	建設機 械の保 有の有 無	ボラン ティア 活動の 実績	登録基 幹技能 者の配 置の有 無	I S O 14001 又はエ コアク ション 21 の 認証取 得の有 無	建設業 労働災 害防止 協会へ の加入 の有無	若手技 術者の 雇用状 況	障害者 の雇用 状況	男女共 同参画 への取 組の実 績	相模原 市での 指名停 止の有 無	市内企 業への 下請率					
1	中島・正 建特定建 設共同企 業体	2.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	0.3	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	110.3	円 1,069,000,000	0.1031	落札
2	大 野 土 建・西野 工務店共 同企業体	2.0	0.0	0.3	1.0	1.0	0.0	2.0	0.3	0.0	-1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.0	0.3	0.0	0.0	11.4	111.4	1,133,000,000	0.0983	

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算書

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 3 年12月)

Blank

令和 3 年 度 相 模 原 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(第 7 号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 6 , 5 5 3 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ
1 , 7 1 9 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3 0 8 , 2 7 2 , 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 68,898,594	千円 1,579,000	千円 70,477,594
	5 国庫負担金	57,694,662	560,229	58,254,891
	10 国庫補助金	10,610,370	1,018,771	11,629,141
80 繰越金		2,196,965	140,000	2,336,965
	5 繰越金	2,196,965	140,000	2,336,965
歳 入 合 計		306,553,000	1,719,000	308,272,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,241,774	千円 △98,800	千円 25,142,974
	5 総務管理費	15,060,363	△8,600	15,051,763
	10 徴税費	2,322,243	△66,900	2,255,343
	13 市民生活費	7,052,940	△23,300	7,029,640
15 民生費		134,492,894	△143,800	134,349,094
	5 社会福祉費	50,335,177	△123,800	50,211,377
	10 児童福祉費	57,493,802	△4,000	57,489,802
	15 生活保護費	25,990,062	△16,000	25,974,062
20 衛生費		29,694,295	2,033,200	31,727,495
	5 保健衛生費	19,089,735	2,033,200	21,122,935
30 農林水産業費		753,313	38,700	792,013
	5 農業費	635,520	38,700	674,220
35 商工費		9,382,736	12,200	9,394,936
	5 商工費	9,382,736	12,200	9,394,936
40 土木費		23,687,202	△57,900	23,629,302
	5 道路橋りょう費	7,692,474	△2,000	7,690,474
	15 都市計画費	11,727,565	△46,800	11,680,765
	20 公園費	2,236,055	△9,100	2,226,955
50 教育費		44,613,325	△64,600	44,548,725
	5 教育総務費	7,518,837	△15,200	7,503,637
	20 社会教育費	3,069,903	△49,400	3,020,503
歳 出 合 計		306,553,000	1,719,000	308,272,000

一般会計補正予算に関する説明書
(第7号)

令和３年度相模原市一般会計補正予算(第７号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和３年１１月１２日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 122,400,000	% 39.9
10 地方譲与税	1,675,000	0.5
13 利子割交付金	70,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	550,000	0.2
22 地方消費税交付金	14,000,000	4.6
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.1
31 環境性能割交付金	420,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4
37 地方特例交付金	2,275,000	0.7
40 地方交付税	11,400,000	3.7
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	865,401	0.3
50 使用料及び手数料	5,486,261	1.8
55 国庫支出金	68,898,594	22.5
60 県支出金	18,855,634	6.2
65 財産収入	518,371	0.2
70 寄附金	366,900	0.1
75 繰入金	6,439,045	2.1
80 繰越金	2,196,965	0.7
85 諸収入	10,771,829	3.5
90 市債	33,309,100	10.9
歳入合計	306,553,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円 -	% -	千円 122,400,000	% 39.7	千円 -	千円 -
-	-	1,675,000	0.5	-	-
-	-	70,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	550,000	0.2	-	-
-	-	14,000,000	4.5	-	-
-	-	150,000	0.1	-	-
-	-	420,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,274,900	0.4	-	-
-	-	2,275,000	0.7	-	-
-	-	11,400,000	3.7	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	865,401	0.3	-	-
-	-	5,486,261	1.8	-	-
1,579,000	91.9	70,477,594	22.9	1,579,000	0
-	-	18,855,634	6.1	-	-
-	-	518,371	0.2	-	-
-	-	366,900	0.1	-	-
-	-	6,439,045	2.1	-	-
140,000	8.1	2,336,965	0.8	0	140,000
-	-	10,771,829	3.5	-	-
-	-	33,309,100	10.8	-	-
1,719,000	100.0	308,272,000	100.0	1,579,000	140,000

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	996,601	0.3	-	-
1 0 総務費	25,241,774	8.2	△ 98,800	△ 5.7
1 5 民生費	134,492,894	43.9	△ 143,800	△ 8.4
2 0 衛生費	29,694,295	9.7	2,033,200	118.3
2 5 労働費	507,947	0.2	-	-
3 0 農林水産業費	753,313	0.2	38,700	2.3
3 5 商工費	9,382,736	3.1	12,200	0.7
4 0 土木費	23,687,202	7.7	△ 57,900	△ 3.4
4 5 消防費	8,965,631	2.9	-	-
5 0 教育費	44,613,325	14.6	△ 64,600	△ 3.8
5 5 災害復旧費	1,108,352	0.4	-	-
6 0 公債費	26,700,483	8.7	-	-
6 5 諸支出金	8,447	0.0	-	-
7 0 予備費	400,000	0.1	-	-
歳 出 合 計	306,553,000	100.0	1,719,000	100.0

計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	構成比	千円	千円	千円	千円
996,601	0.3	-	-	-	-
25,142,974	8.1	0	0	0	△ 98,800
134,349,094	43.6	0	0	0	△ 143,800
31,727,495	10.3	1,579,000	0	0	454,200
507,947	0.2	-	-	-	-
792,013	0.3	0	0	0	38,700
9,394,936	3.0	0	0	0	12,200
23,629,302	7.7	0	0	0	△ 57,900
8,965,631	2.9	-	-	-	-
44,548,725	14.4	0	0	0	△ 64,600
1,108,352	0.4	-	-	-	-
26,700,483	8.7	-	-	-	-
8,447	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
308,272,000	100.0	1,579,000	0	0	140,000

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費		△ 98,800	△ 143,800	454,578		38,700	12,200
		872,068	12,814,194	11,447,801	5,637,401	58,070	481,471	444,172
	物件費				1,430,133			
		65,682	8,996,292	3,999,539	17,670,705	110,772	54,513	414,630
	補 助 費 等				148,489			
		58,851	2,343,598	8,605,878	2,514,704	51,649	151,043	1,223,470
	維 持 補修費							
			252,234	147,989	1,013,603		68,379	20,156
	扶助費							
			285,000	92,976,271	3,802,934			
	小 計		△ 98,800	△ 143,800	2,033,200		38,700	12,200
		996,601	24,691,318	117,177,478	30,639,347	220,491	755,406	2,102,428
投 資 的 経 費	補 助 事 業							
				74,375	7,471			
	単 独 事 業							
			301,644	1,349,021	971,277	177,456	36,607	535,766
	小 計							
			301,644	1,423,396	978,748	177,456	36,607	535,766
その他								
			150,012	15,748,220	109,400	110,000		6,756,742
予備費								
合 計			△ 98,800	△ 143,800	2,033,200		38,700	12,200
		996,601	25,142,974	134,349,094	31,727,495	507,947	792,013	9,394,936

上段は、今回補正額を、 下段は、累計額を示す。(単位：千円)								
4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 ％
△ 57,900		△ 64,600					140,378	8.2
3,533,715	6,366,452	34,548,379					76,203,723	24.7
							1,430,133	83.2
3,685,888	941,427	7,010,666		128,609			43,078,723	14.0
							148,489	8.6
373,117	153,704	529,992			8,447		16,014,453	5.2
1,594,207	26,848	309,180					3,432,596	1.1
		996,105					98,060,310	31.8
△ 57,900		△ 64,600					1,719,000	100.0
9,186,927	7,488,431	43,394,322		128,609	8,447		236,789,805	76.8
3,064,872	154,909	20,771	24,352				3,346,750	1.1
4,897,787	1,322,291	989,169	1,084,000				11,665,018	3.8
7,962,659	1,477,200	1,009,940	1,108,352				15,011,768	4.9
6,479,716		144,463		26,571,874			56,070,427	18.2
						400,000	400,000	0.1
△ 57,900		△ 64,600					1,719,000	100.0
23,629,302	8,965,631	44,548,725	1,108,352	26,700,483	8,447	400,000	308,272,000	100.0

歳

入

2歳入
款55 国庫支出金 補正額 1,579,000千円
項5 国庫負担金 補正額 560,229千円

目	補正前の額	補正額	計
10 衛生費国庫負担金	千円 2,848,802	千円 560,229	千円 3,409,031
計	57,694,662	560,229	58,254,891

款55 国庫支出金
項10 国庫補助金 補正額 1,018,771千円

15 衛生費国庫補助金	2,455,550	1,018,771	3,474,321
計	10,610,370	1,018,771	11,629,141

款80 繰越金 補正額 140,000千円
項5 繰越金 補正額 140,000千円

5 繰越金	2,196,965	140,000	2,336,965
計	2,196,965	140,000	2,336,965

節		説明
区分	金額	
5 保健衛生費負担金	千円 560,229	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金 負担率 10／10 千円 560,229

5 保健衛生費補助金	1,018,771	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金 補助率 10／10 千円 1,018,771

5 繰越金	140,000	1 前年度剰余金 千円 140,000

歳

出

3歳出

款10 総務費 補正額 △98,800千円

項5 総務管理費 補正額 △8,600千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 3,687,034	千円 △8,600	千円 3,678,434	千円	千円	千円	千円 △8,600
計	15,060,363	△8,600	15,051,763	0	0	0	△8,600

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 △6,400	職員の人件費並びに事務管理及び一般管理事務に要する経費 1 職員給与費
4 共済費	△2,200	

款10 総務費

項10 徴税費 補正額 △66,900千円

5 税務総務費	1,836,000	△66,900	1,769,100				△66,900
計	2,322,243	△66,900	2,255,343	0	0	0	△66,900

2 給料	△24,800	職員の人件費及び税務管理事務に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	△33,300	
4 共済費	△8,800	

款10 総務費

項13 市民生活費 補正額 △23,300千円

5 市民生活総務費	5,915,200	△23,300	5,891,900				△23,300
計	7,052,940	△23,300	7,029,640	0	0	0	△23,300

2 給料	△11,000	職員の人件費、地域振興等に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	△8,400	
4 共済費	△3,900	

款15 民生費 補正額 △143,800千円

項5 社会福祉費 補正額 △123,800千円

5 社会福祉総務費	19,419,551	△123,800	19,295,751				△123,800
計	50,335,177	△123,800	50,211,377	0	0	0	△123,800

2 給料	△58,400	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費 1 職員給与費
3 職員手当等	△44,500	
4 共済費	△20,900	

款 1 5 民生費
項 1 0 児童福祉費 補正額 △4,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 公立保育所費	千円 4,344,119	千円 △4,000	千円 4,340,119	千円	千円	千円	千円 △4,000
計	57,493,802	△4,000	57,489,802	0	0	0	△4,000

款 1 5 民生費
項 1 5 生活保護費 補正額 △16,000千円

5 生活保護総務費	2,097,091	△16,000	2,081,091				△16,000
計	25,990,062	△16,000	25,974,062	0	0	0	△16,000

款 2 0 衛生費 補正額 2,033,200千円
項 5 保健衛生費 補正額 2,033,200千円

5 保健衛生総務費	4,936,930	454,200	5,391,130				454,200
20 保健予防費	8,500,434	1,579,000	10,079,434	1,579,000 国庫支出金			
計	19,089,735	2,033,200	21,122,935	1,579,000	0	0	454,200

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 △4,000	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費 1 職員給与費 △4,000

3 職員手当等	△16,000	生活保護法及び生活困窮者自立支援法施行に伴う職員の人件費、事務費、適正実施、自立支援施策等に要する経費 1 職員給与費 △16,000

2 給料	131,200	職員の人件費並び保健医療及び保健衛生活動に要する経費 1 職員給与費 454,200
3 職員手当等	275,900	
4 共済費	47,100	
1 報酬	378	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 予防接種事業 （ 1）新型コロナウイルスワクチン接種事業 1,579,000 1,579,000
8 旅費	240	
11 役務費	43,650	
12 委託料	1,297,784	
13 使用料及び賃借料	89,686	
18 負担金、補助及び交付金	147,262	

款 3 0 農林水産業費 補正額 38,700千円
項 5 農業費 補正額 38,700千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 農業総務費	千円 434,203	千円 38,700	千円 472,903	千円	千円	千円	千円 38,700
計	635,520	38,700	674,220	0	0	0	38,700

款 3 5 商工費 補正額 12,200千円
項 5 商工費 補正額 12,200千円

5 商工総務費	434,788	12,200	446,988				12,200
計	9,382,736	12,200	9,394,936	0	0	0	12,200

款 4 0 土木費 補正額 △57,900千円
項 5 道路橋りょう費 補正額 △2,000千円

5 道路橋りょう総務費	2,064,175	△2,000	2,062,175				△2,000
計	7,692,474	△2,000	7,690,474	0	0	0	△2,000

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費 補正額 △46,800千円

5 都市計画総務費	8,782,375	△46,800	8,735,575				△46,800
計	11,727,565	△46,800	11,680,765	0	0	0	△46,800

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 19,800	職員の人件費、管理事務等に要する経費 1 職員給与費 38,700
3 職員手当等	11,700	
4 共済費	7,200	

2 給料	6,400	職員の人件費及び管理事務に要する経費 1 職員給与費 12,200
3 職員手当等	3,600	
4 共済費	2,200	

3 職員手当等	△2,000	職員の人件費及び道路管理事務に要する経費 1 職員給与費 △2,000

2 給料	△23,000	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費 1 職員給与費 △46,800
3 職員手当等	△15,500	
4 共済費	△8,300	

款 4 0 土木費
項 2 0 公園費 補正額 △9,100千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 公園管理費	千円 1,003,973	千円 △9,100	千円 994,873	千円	千円	千円	千円 △9,100
計	2,236,055	△9,100	2,226,955	0	0	0	△9,100

款 5 0 教育費 補正額 △64,600千円
項 5 教育総務費 補正額 △15,200千円

10 事務局費	6,512,971	△15,200	6,497,771				△15,200
計	7,518,837	△15,200	7,503,637	0	0	0	△15,200

款 5 0 教育費
項 2 0 社会教育費 補正額 △49,400千円

5 社会教育総務費	1,873,793	△49,400	1,824,393				△49,400
計	3,069,903	△49,400	3,020,503	0	0	0	△49,400

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 △3,200	職員の人件費及び都市公園等の維持管理に要する経費 1 職員給与費 △9,100
3 職員手当等	△4,800	
4 共済費	△1,100	

2 給料	△7,800	職員の人件費、一般管理事務等に要する経費 1 職員給与費 △15,200
3 職員手当等	△4,600	
4 共済費	△2,800	

2 給料	△22,800	職員の人件費及び生涯学習・社会教育活動に要する経費 1 職員給与費 △49,400
3 職員手当等	△18,100	
4 共済費	△8,500	

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	[年間支給率] 期 末 手 当 (千円)
補 正 後	長 等	6	—	64,848	[3.30月分] 28,430
	議 員	46	371,670	—	[3.35月分] 150,447
	その他の 特 別 職	4,819	573,500	—	—
	計	4,871	945,170	64,848	178,877
補 正 前	長 等	6	—	64,848	[3.30月分] 28,430
	議 員	46	371,670	—	[3.35月分] 150,447
	その他の 特 別 職	4,809	573,122	—	—
	計	4,861	944,792	64,848	178,877
比 較	長 等	0	—	0	0
	議 員	0	0	—	0
	その他の 特 別 職	10	378	—	—
	計	10	378	0	0

その他の手当は、通勤手当及び退職手当である。

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
7,782	309	101,369	15,023	116,392	
—	—	522,117	115,591	637,708	
—	—	573,500	0	573,500	
7,782	309	1,196,986	130,614	1,327,600	
7,782	309	101,369	15,023	116,392	
—	—	522,117	115,591	637,708	
—	—	573,122	0	573,122	
7,782	309	1,196,608	130,614	1,327,222	
0	0	0	0	0	
—	—	0	0	0	
—	—	378	0	378	
0	0	378	0	378	

2 一 般 職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(7,432) 7,700	5,195,123	30,982,512	27,008,973
補 正 前	(7,432) 7,700	5,195,123	30,982,512	26,868,973
比 較	(0) 0	0	0	140,000

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	776,506	3,881,242	27,130	611,719
	補正前	776,506	3,881,242	27,130	611,719
	比 較	0	0	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	257,959	125,040	28,600	584,803
	補正前	240,959	125,040	28,600	584,803
	比 較	17,000	0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
63,186,608	11,560,347	74,746,955	
63,046,608	11,560,347	74,606,955	
140,000	0	140,000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,660	8,463,636	5,757,180	671,306	1,994,113	0
1,660	8,463,636	5,757,180	671,306	1,871,113	0
0	0	0	0	123,000	0

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	184,076	3,630,483	12,070	1,450
0	0	184,076	3,630,483	12,070	1,450
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(555) 7,700	—	30,982,512	26,263,109
補 正 前	(555) 7,700	—	30,982,512	26,123,109
比 較	(0) 0	—	0	140,000

() 内は、短時間勤務職員数（外数）である。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	776,506	3,881,242	27,130	611,719
	補正前	776,506	3,881,242	27,130	611,719
	比 較	0	0	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	257,959	125,040	28,600	584,803
	補正前	240,959	125,040	28,600	584,803
	比 較	17,000	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	6,877	5,195,123	—	745,864
補 正 前	6,877	5,195,123	—	745,864
比 較	0	0	—	0

職員数は、全て短時間勤務職員数である。

職員手当は、期末手当である。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
57,245,621	11,096,987	68,342,608	
57,105,621	11,096,987	68,202,608	
140,000	0	140,000	

単身赴任 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
1,660	7,717,772	5,757,180	671,306	1,994,113	0
1,660	7,717,772	5,757,180	671,306	1,871,113	0
0	0	0	0	123,000	0

へき地手当 (千円)	へき地手当に 準 ず る 手 当 (千円)	義務教育等教員 特 別 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	災害派遣 手 当 (千円)
0	0	184,076	3,630,483	12,070	1,450
0	0	184,076	3,630,483	12,070	1,450
0	0	0	0	0	0

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
5,940,987	463,360	6,404,347	
5,940,987	463,360	6,404,347	
0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	0	その他の増減分	0
職 員 手 当	140,000	その他の増減分	123,000
			17,000

会計年度任用職員を除く。

説 明	備 考
職員構成の変動等に伴う増減	
時間外勤務時間の増加に伴う時間外勤務手当の増額	
保健所業務従事職員の特殊勤務手当の支給に伴う増額	

令和３年度１２月補正予算(Ｎｏ．１)の概要

新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費及び職員構成の変動、時間外勤務時間の増減等に伴う職員給与費を計上するもの

□一般会計 総額 １，７１９，０００千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
306,553,000	1,719,000	308,272,000	1,579,000	140,000

* 歳入予算

内 容

1	国庫支出金	1,579,000	新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金	560,229
			新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金	1,018,771
2	繰越金	140,000	前年度剰余金	140,000

* 歳出予算

内 容

1	職員給与費 (人事・給与課)	140,000	職員構成の変動及び時間外勤務時間の増減等に伴う時間外勤務手当の増額及び減額並びに保健所業務従事職員の特殊勤務手当の増額をするもの	
2	新型コロナウイルスワクチン接種事業 (新型コロナウイルスワクチン接種推進課)	1,579,000	新型コロナウイルスワクチン接種について、２回目接種からおおむね８か月以上経過した市民に対し、３回目接種を実施するために必要な経費を計上するもの	

令和3年度相模原市 一般会計 補正予算書
特別会計

及び予算に関する説明書

(令和3年12月)

No. 2

Blank

令和 3 年 度 相 模 原 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(第 8 号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 8 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 8 , 2 7 2 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 5 , 1 2 4 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 3 , 3 9 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 70,477,594	千円 577,006	千円 71,054,600
	5 国庫負担金	58,254,891	10,712	58,265,603
	10 国庫補助金	11,629,141	566,294	12,195,435
60 県支出金		18,855,634	41,475	18,897,109
	10 県補助金	3,602,734	41,475	3,644,209
70 寄附金		366,900	7,866	374,766
	5 寄附金	366,900	7,866	374,766
75 繰入金		6,439,045	311,134	6,750,179
	10 基金繰入金	6,369,495	311,134	6,680,629
80 繰越金		2,336,965	1,713,919	4,050,884
	5 繰越金	2,336,965	1,713,919	4,050,884
90 市債		33,309,100	2,472,600	35,781,700
	5 市債	33,309,100	2,472,600	35,781,700
歳 入 合 計		308,272,000	5,124,000	313,396,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,142,974	千円 2,313,879	千円 27,456,853
	5 総務管理費	15,051,763	2,313,562	17,365,325
	13 市民生活費	7,029,640	317	7,029,957
15 民生費		134,349,094	△235,906	134,113,188
	5 社会福祉費	50,211,377	△283,843	49,927,534
	10 児童福祉費	57,489,802	47,937	57,537,739
20 衛生費		31,727,495	355,302	32,082,797
	5 保健衛生費	21,122,935	355,302	21,478,237
35 商工費		9,394,936	2,703	9,397,639
	5 商工費	9,394,936	2,703	9,397,639
40 土木費		23,629,302	21,257	23,650,559
	5 道路橋りょう費	7,690,474	1,000	7,691,474
	15 都市計画費	11,680,765	8,000	11,688,765
	20 公園費	2,226,955	12,257	2,239,212
45 消防費		8,965,631	19,791	8,985,422
	5 消防費	8,965,631	19,791	8,985,422
50 教育費		44,548,725	2,646,974	47,195,699
	5 教育総務費	7,503,637	1,968	7,505,605
	10 小学校費	21,301,671	1,001,381	22,303,052
	15 中学校費	12,243,777	1,643,625	13,887,402
歳 出 合 計		308,272,000	5,124,000	313,396,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	文化施設維持補修費	3,000
15 民生費	5 社会福祉費	陽光園運営費	1,793
	10 児童福祉費	児童相談所運営費	47,937
40 土木費	10 河川費	準用河川姥川改修事業	74,338
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎改造事業	973,200
	15 中学校費	中学校校舎改造事業	1,626,700

第3表 債務負担行為補正

追 加		
事項	期間	限度額
		千円
市民・大学交流センター 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	181,145
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	637,260
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 名倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	870,350
東林ふれあいセンター 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	187,500
老人福祉センター溪松園、 老人福祉センター若竹園 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	520,425
環境情報センター 指定管理経費	令和3年度から 令和8年度まで	127,170
道路維持管理計画事業 (県道48号)	令和3年度	0
	令和4年度	14,938
道路維持管理計画事業 (県道63号)	令和3年度	0
	令和4年度	16,038
道路維持管理計画事業 (市道鮎釣街道)	令和3年度	0
	令和4年度	14,113
道路維持管理計画事業 (市道大島上溝)	令和3年度	0
	令和4年度	10,857
道路維持管理計画事業 (市道橋本駅西口)	令和3年度	0
	令和4年度	9,647
道路維持管理計画事業 (市道道場大上)	令和3年度	0
	令和4年度	9,204

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (県 道 5 1 7 号)	令和3年度	0千円
	令和4年度	10,300
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 下 梶 野 東 開 戸)	令和3年度	0
	令和4年度	18,975
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (県 道 5 2 1 号)	令和3年度	0
	令和4年度	5,850
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 名 倉 藤 野)	令和3年度	0
	令和4年度	17,000
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 矢 部 鹿 沼)	令和3年度	0
	令和4年度	14,000
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 市 役 所 前 通)	令和3年度	0
	令和4年度	80,800
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 上 溝 1 3 8 号)	令和3年度	0
	令和4年度	15,300
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 塩 田 当 麻)	令和3年度	0
	令和4年度	10,070
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 大 沼 6 7 号)	令和3年度	0
	令和4年度	3,990
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 新 磯 野 1 9 号)	令和3年度	0
	令和4年度	11,880
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 磯 部 2 8 号 ほか)	令和3年度	0
	令和4年度	14,960
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 相 模 台 4 4 号 ほか)	令和3年度	0
	令和4年度	15,440
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 鶴 丘)	令和3年度	0
	令和4年度	3,940

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 淵 野 辺 大 沼)	令和3年度	0千円
	令和4年度	8,610
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (県 道 5 2 号)	令和3年度	0
	令和4年度	9,670
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 下 森 中 和 田)	令和3年度	0
	令和4年度	13,440

変 更				
事 項	期 間	限 度 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
		千円	千円	千円
東京2020・さがみはら プロジェクト推進事業	令和3年度から 令和4年度まで	29,343	4,982	34,325

第4表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(消防債) 消防施設整備費	1,079,100	11,600	1,090,700
(教育債) 小学校整備費 中学校整備費	403,600 521,000	972,800 1,488,200	1,376,400 2,009,200
計	33,309,100	2,472,600	35,781,700

一般会計補正予算に関する説明書
(第8号)

令和３年度相模原市一般会計補正予算(第８号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和３年１１月１２日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 122,400,000	% 39.7
10 地方譲与税	1,675,000	0.5
13 利子割交付金	70,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	550,000	0.2
22 地方消費税交付金	14,000,000	4.5
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.1
31 環境性能割交付金	420,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4
37 地方特例交付金	2,275,000	0.7
40 地方交付税	11,400,000	3.7
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	865,401	0.3
50 使用料及び手数料	5,486,261	1.8
55 国庫支出金	70,477,594	22.9
60 県支出金	18,855,634	6.1
65 財産収入	518,371	0.2
70 寄附金	366,900	0.1
75 繰入金	6,439,045	2.1
80 繰越金	2,336,965	0.8
85 諸収入	10,771,829	3.5
90 市債	33,309,100	10.8
歳入合計	308,272,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円 -	% -	千円 122,400,000	% 39.1	千円 -	千円 -
-	-	1,675,000	0.5	-	-
-	-	70,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	550,000	0.2	-	-
-	-	14,000,000	4.5	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	420,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,274,900	0.4	-	-
-	-	2,275,000	0.7	-	-
-	-	11,400,000	3.6	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	865,401	0.3	-	-
-	-	5,486,261	1.8	-	-
577,006	11.3	71,054,600	22.7	577,006	0
41,475	0.8	18,897,109	6.0	41,475	0
-	-	518,371	0.2	-	-
7,866	0.1	374,766	0.1	7,866	0
311,134	6.1	6,750,179	2.2	311,134	0
1,713,919	33.4	4,050,884	1.3	0	1,713,919
-	-	10,771,829	3.4	-	-
2,472,600	48.3	35,781,700	11.4	2,472,600	0
5,124,000	100.0	313,396,000	100.0	3,410,081	1,713,919

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	996,601	0.3	－	－
1 0 総務費	25,142,974	8.1	2,313,879	45.2
1 5 民生費	134,349,094	43.6	△ 235,906	△ 4.6
2 0 衛生費	31,727,495	10.3	355,302	6.9
2 5 労働費	507,947	0.2	－	－
3 0 農林水産業費	792,013	0.3	－	－
3 5 商工費	9,394,936	3.0	2,703	0.0
4 0 土木費	23,629,302	7.7	21,257	0.4
4 5 消防費	8,965,631	2.9	19,791	0.4
5 0 教育費	44,548,725	14.4	2,646,974	51.7
5 5 災害復旧費	1,108,352	0.4	－	－
6 0 公債費	26,700,483	8.7	－	－
6 5 諸支出金	8,447	0.0	－	－
7 0 予備費	400,000	0.1	－	－
歳 出 合 計	308,272,000	100.0	5,124,000	100.0

計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	構成比	千円	千円	千円	千円
996,601	0.3	－	－	－	－
27,456,853	8.8	223,150	0	180,000	1,910,729
134,113,188	42.8	0	0	0	△ 235,906
32,082,797	10.2	341,284	0	0	14,018
507,947	0.2	－	－	－	－
792,013	0.2	－	－	－	－
9,397,639	3.0	2,703	0	0	0
23,650,559	7.5	0	0	1,000	20,257
8,985,422	2.9	4,270	11,600	0	3,921
47,195,699	15.1	47,074	2,461,000	138,000	900
1,108,352	0.4	－	－	－	－
26,700,483	8.5	－	－	－	－
8,447	0.0	－	－	－	－
400,000	0.1	－	－	－	－
313,396,000	100.0	618,481	2,472,600	319,000	1,713,919

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消 費 的 経 費	人件費							
		872, 068	12, 814, 194	11, 447, 801	5, 637, 401	58, 070	481, 471	444, 172
	物件費		△ 34, 002	29, 127	41, 463			2, 703
		65, 682	8, 962, 290	4, 028, 666	17, 712, 168	110, 772	54, 513	417, 333
	補 助 費 等		2, 167, 881	△ 283, 843	209, 550			
		58, 851	4, 511, 479	8, 322, 035	2, 724, 254	51, 649	151, 043	1, 223, 470
	維 持 補修費			18, 810				
			252, 234	166, 799	1, 013, 603		68, 379	20, 156
	扶助費				104, 289			
			285, 000	92, 976, 271	3, 907, 223			
小 計		2, 133, 879	△ 235, 906	355, 302			2, 703	
	996, 601	26, 825, 197	116, 941, 572	30, 994, 649	220, 491	755, 406	2, 105, 131	
投 資 的 経 費	補 助 事 業							
				74, 375	7, 471			
	単 独 事 業							
			301, 644	1, 349, 021	971, 277	177, 456	36, 607	535, 766
	小 計							
			301, 644	1, 423, 396	978, 748	177, 456	36, 607	535, 766
その他			180, 000					
			330, 012	15, 748, 220	109, 400	110, 000		6, 756, 742
予備費								
合 計			2, 313, 879	△ 235, 906	355, 302			2, 703
		996, 601	27, 456, 853	134, 113, 188	32, 082, 797	507, 947	792, 013	9, 397, 639

上段は、今回補正額を、 下段は、累計額を示す。(単位：千円)								
4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3, 533, 715	6, 366, 452	34, 548, 379					76, 203, 723	24. 3
12, 000	4, 270	45, 106					100, 667	2. 0
3, 697, 888	945, 697	7, 055, 772		128, 609			43, 179, 390	13. 8
257		1, 968					2, 095, 813	40. 9
373, 374	153, 704	531, 960			8, 447		18, 110, 266	5. 8
9, 000							27, 810	0. 6
1, 603, 207	26, 848	309, 180					3, 460, 406	1. 1
							104, 289	2. 0
		996, 105					98, 164, 599	31. 3
21, 257	4, 270	47, 074					2, 328, 579	45. 5
9, 208, 184	7, 492, 701	43, 441, 396		128, 609	8, 447		239, 118, 384	76. 3
3, 064, 872	154, 909	20, 771	24, 352				3, 346, 750	1. 1
	15, 521	2, 599, 900					2, 615, 421	51. 0
4, 897, 787	1, 337, 812	3, 589, 069	1, 084, 000				14, 280, 439	4. 6
	15, 521	2, 599, 900					2, 615, 421	51. 0
7, 962, 659	1, 492, 721	3, 609, 840	1, 108, 352				17, 627, 189	5. 7
							180, 000	3. 5
6, 479, 716		144, 463		26, 571, 874			56, 250, 427	17. 9
						400, 000	400, 000	0. 1
21, 257	19, 791	2, 646, 974					5, 124, 000	100. 0
23, 650, 559	8, 985, 422	47, 195, 699	1, 108, 352	26, 700, 483	8, 447	400, 000	313, 396, 000	100. 0

歳

入

2歳入

款55 国庫支出金 補正額 577,006千円
項 5 国庫負担金 補正額 10,712千円

目	補正前の額	補正額	計
10 衛生費国庫負担金	千円 3,409,031	千円 10,712	千円 3,419,743
計	58,254,891	10,712	58,265,603

款55 国庫支出金
項10 国庫補助金 補正額 566,294千円

5 総務費国庫補助金	2,733,710	555,329	3,289,039
15 衛生費国庫補助金	3,474,321	2,290	3,476,611
45 教育費国庫補助金	541,982	8,675	550,657
計	11,629,141	566,294	12,195,435

款60 県支出金 補正額 41,475千円
項10 県補助金 補正額 41,475千円

15 衛生費県補助金	758,815	41,475	800,290
計	3,602,734	41,475	3,644,209

款70 寄附金 補正額 7,866千円
項 5 寄附金 補正額 7,866千円

5 総務費寄附金	331,800	7,866	339,666
計	366,900	7,866	374,766

節		説明	
区分	金額		
5 保健衛生費負担金	千円 10,712	1 小児慢性特定疾病医療負担金 負担率 1／2	千円 10,712

5 総務管理費補助金	555,329	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	555,329
5 保健衛生費補助金	2,290	1 母子保健衛生費補助金 補助率 1／2	2,290
3 教育総務費補助金	983	1 学校保健特別対策事業費補助金 補助率 1／2	983
20 小学校保健費補助金	5,052	1 学校保健特別対策事業費補助金 補助率 1／2	5,052
37 中学校保健費補助金	2,640	1 学校保健特別対策事業費補助金 補助率 1／2	2,640

15 保健衛生費補助金	41,475	1 特定不妊治療費助成事業臨時交付金 補助率 1／2	41,475

4 総務費寄附金	7,866	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	7,866

款 7 5 繰入金 補正額 311,134千円
項 1 0 基金繰入金 補正額 311,134千円

目	補正前の額	補 正 額	計
57 学校施設整備基金繰入金	千円 0	千円 138,000	千円 138,000
65 寄附金積立基金繰入金	7,814	173,134	180,948
計	6,369,495	311,134	6,680,629

款 8 0 繰越金 補正額 1,713,919千円
項 5 繰越金 補正額 1,713,919千円

5 繰越金	2,336,965	1,713,919	4,050,884
計	2,336,965	1,713,919	4,050,884

款 9 0 市債 補正額 2,472,600千円
項 5 市債 補正額 2,472,600千円

35 消防債	1,079,100	11,600	1,090,700
40 教育債	959,800	2,461,000	3,420,800
計	33,309,100	2,472,600	35,781,700

節		説 明
区 分	金 額	
5 学校施設整備基金繰入金	千円 138,000	1 学校施設整備基金繰入金 千円 138,000
5 寄附金積立基金繰入金	173,134	1 寄附金積立基金繰入金 173,134

5 繰越金	1,713,919	1 前年度剰余金 1,713,919

5 消防施設整備債	11,600	1 防災対策事業債 消防水利整備費 11,600
5 小学校整備債	972,800	1 緊急防災・減災事業債 小学校校舎改造事業 972,800
10 中学校整備債	1,488,200	1 緊急防災・減災事業債 中学校校舎改造事業 1,488,200

歳

出

3歳出

款10 総務費 補正額 2,313,879千円

項5 総務管理費 補正額 2,313,562千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
55 企画費	千円 870,076	千円 363,562	千円 1,233,638	千円 223,150 国庫支出金	千円	千円 180,000 寄附金 6,866 繰入金 173,134	千円 △39,588
80 諸費	553,000	1,950,000	2,503,000				1,950,000
計	15,051,763	2,313,562	17,365,325	223,150	0	180,000	1,910,412

節		説明
区分	金額	
8 旅費	千円 △360	総合企画調整に要する経費 1 指定管理施設持続化支援事業 223,150 2 東京2020・さがみはらプロジェクト推進事業 △39,588 3 寄附金積立基金積立金 △90,000 4 まち・ひと・しごと創生基金積立金 270,000
10 需用費	△1,456	
11 役務費	△586	
12 委託料	△30,241	
13 使用料及び賃借料	△1,945	
18 負担金、補助及び交付金	218,150	
24 積立金	180,000	
22 償還金、利子及び割引料	1,950,000	各種収入金の還付、自動車事故の賠償等に要する経費 1 精算返還金及び市税外過誤納還付金 1,950,000

款10 総務費

項13 市民生活費 補正額 317千円

5 市民生活総務費	5,891,900	317	5,892,217				317
計	7,029,640	317	7,029,957	0	0	0	317

21 補償、補填及び賠償金	317	職員の人件費、地域振興等に要する経費 1 市民・大学交流センター施設管理運営費 317 (1)施設管理事務費 317

款15 民生費 補正額 △235,906千円

項5 社会福祉費 補正額 △283,843千円

20 老人福祉費	7,191,631	△287,793	6,903,838				△287,793
35 市民福祉会館費	391,994	3,950	395,944				3,950
計	50,211,377	△283,843	49,927,534	0	0	0	△283,843

18 負担金、補助及び交付金	△287,793	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費 1 後期高齢者医療広域連合負担金 △287,793
21 補償、補填及び賠償金	3,950	あじさい会館の維持管理に要する経費 1 あじさい会館施設管理運営費 3,950 (1)施設管理事務費 3,950

款 1 5 民生費
項 1 0 児童福祉費 補正額 47,937千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 23,114,924	千円 47,937	千円 23,162,861	千円	千円	千円	千円 47,937
計	57,489,802	47,937	57,537,739	0	0	0	47,937

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 18,840	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 児童相談所運営費 47,937
11 役務費	1,045	
12 委託料	2,129	
13 使用料及び賃借料	20,102	
17 備品購入費	5,821	

款 2 0 衛生費 補正額 355,302千円
項 5 保健衛生費 補正額 355,302千円

5 保健衛生総務費	5,391,130	203,400	5,594,530	203,400 国庫支出金			
15 母子保健費	972,715	114,108	1,086,823	100,090 国庫支出金 58,615 県支出金 41,475			14,018
20 保健予防費	10,079,434	37,794	10,117,228	37,794 国庫支出金			
計	21,122,935	355,302	21,478,237	341,284	0	0	14,018

18 負担金、補助及び交付金	203,400	職員の人件費並び保健医療及び保健衛生活動に要する経費 1 急病診療事業 （ 1）初期救急医療体制確保事業 2 地域医療事業 （ 1）相模原口腔保健センター歯科診療事業 3 市立診療所施設管理運営費 （ 1）施設管理事務費 176,000 176,000 4,400 4,400 23,000 23,000
10 需用費	50	母子保健事業等に要する経費 1 産前・産後支援事業 2 乳幼児健康診査事業 （ 1）8か月児健康診査事業 （ 2）1歳児健康診査事業 （ 3）1歳6か月児健康診査事業 3 特定不妊治療費助成事業 4 小児慢性特定疾病医療事業 5,596 4,137 1,381 1,375 1,381 82,951 21,424
11 役務費	36	
12 委託料	9,733	
19 扶助費	104,289	
12 委託料	31,644	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業 2 予防接種事業 （ 1）個別予防接種事業 6,150 31,644 31,644
18 負担金、補助及び交付金	6,150	

款 3 5 商工費 補正額 2,703千円
項 5 商工費 補正額 2,703千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 商工振興費	千円 8,632,316	千円 2,703	千円 8,635,019	千円 2,703 国庫支出金	千円	千円	千円
計	9,394,936	2,703	9,397,639	2,703	0	0	0

款 4 0 土木費 補正額 21,257千円
項 5 道路橋りょう費 補正額 1,000千円

10 道路維持費	2,988,104	1,000	2,989,104			1,000 寄附金	
計	7,690,474	1,000	7,691,474	0	0	1,000	0

款 4 0 土木費
項 1 5 都市計画費 補正額 8,000千円

15 みどり対策費	638,713	8,000	646,713				8,000
計	11,680,765	8,000	11,688,765	0	0	0	8,000

款 4 0 土木費
項 2 0 公園費 補正額 12,257千円

5 公園管理費	994,873	12,257	1,007,130				12,257
計	2,226,955	12,257	2,239,212	0	0	0	12,257

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 200	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費
13 使用料及び賃借料	159	1 新型コロナウイルス経済対策事業
17 備品購入費	2,344	2,703

10 需用費	1,000	道路の維持管理及び道路の安全対策に要する経費
		1 道路維持管理経費 （ 1）道路維持補修費
		1,000 1,000

12 委託料	8,000	緑地の保全、都市緑化の推進、水辺環境の保全等及び相模川ふれあい科学館の運営等に要する経費
		1 緑地等維持管理費
		8,000

12 委託料	12,000	職員の人件費及び都市公園等の維持管理に要する経費
21 補償、補填及び賠償金	257	1 峰山霊園・柴胡が原霊園施設管理運営費 （ 1）指定管理経費 2 公園等維持管理費
		257 257 12,000

款 4 5 消防費 補正額 19,791千円
項 5 消防費 補正額 19,791千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 常備消防費	千円 7,612,273	千円 4,270	千円 7,616,543	千円 4,270 国庫支出金	千円	千円	千円
15 消防施設費	936,460	15,521	951,981		11,600 市債		3,921
計	8,965,631	19,791	8,985,422	4,270	11,600	0	3,921

款 5 0 教育費 補正額 2,646,974千円
項 5 教育総務費 補正額 1,968千円

15 教育指導費	600,578	1,968	602,546	1,968 国庫支出金			
計	7,503,637	1,968	7,505,605	1,968	0	0	0

款 5 0 教育費
項 1 0 小学校費 補正額 1,001,381千円

5 学校管理費	18,713,206	28,181	18,741,387	28,181 国庫支出金			
20 学校建設費	417,488	973,200	1,390,688		972,800 市債		400
計	21,301,671	1,001,381	22,303,052	28,181	972,800	0	400

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 4,270	千円 職員の人件費並びに常備消防活動及び消防庁舎の維持管理に要する経費 1 常備消防活動費 （ 1）救急活動費 4,270 4,270
18 負担金、補助及び交付金	15,521	消防庁舎、消防団施設、消防水利の整備等に要する経費 1 消防水利整備費 15,521

7 報償費	1,968	教育活動の推進・維持等に要する経費 1 学校教育研究事業 （ 1）教職員研修費 1,968 1,968

10 需用費	10,105	職員の人件費及び小学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費
17 備品購入費	18,076	1 小学校運営費 2 小学校教材等整備事業 10,105 18,076
14 工事請負費	973,200	小学校校舎等の整備に要する経費 1 小学校校舎改造事業 973,200

款 5 0 教育費
項 1 5 中学校費 補正額 1,643,625千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 学校管理費	千円 10,855,922	千円 16,925	千円 10,872,847	千円 16,925 国庫支出金	千円	千円	千円
20 学校建設費	525,669	1,626,700	2,152,369		1,488,200 市債	138,000 繰入金	500
計	12,243,777	1,643,625	13,887,402	16,925	1,488,200	138,000	500

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 5,280	千円 職員の人件費及び中学校の管理運営、校舎の維持補修等に要する経費
17 備品購入費	11,645	1 中学校運営費 5,280 2 中学校教材等整備事業 11,645
14 工事請負費	1,626,700	中学校校舎等の整備に要する経費 1 中学校校舎改造事業 1,626,700

債務負担行為で令和４年度
令和３年度以降の支出予定

追 加

事 項	限 度 額	令和３年度以降の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	千円 181,145	6	千円 181,145
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第２競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	637,260	6	637,260
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 名倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	870,350	6	870,350
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	187,500	6	187,500
老人福祉センター溪松園、 老人福祉センター若竹園 指 定 管 理 経 費	520,425	6	520,425
環 境 情 報 セ ン タ ー 指 定 管 理 経 費	127,170	6	127,170
道路維持管理計画事業 （ 県 道 ４ ８ 号 ）	14,938	2	14,938
道路維持管理計画事業 （ 県 道 ６ ３ 号 ）	16,038	2	16,038
道路維持管理計画事業 （ 市 道 鮎 釣 街 道 ）	14,113	2	14,113
道路維持管理計画事業 （ 市 道 大 島 上 溝 ）	10,857	2	10,857
道路維持管理計画事業 （ 市 道 橋 本 駅 西 口 ）	9,647	2	9,647
道路維持管理計画事業 （ 市 道 道 場 大 上 ）	9,204	2	9,204

以降にわたるものについての
額等に関する調書（補正）

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源			
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	181,145
0	0	58,615	578,645
0	0	453,160	417,190
0	0	0	187,500
0	0	0	520,425
0	0	0	127,170
0	14,800	0	138
0	15,900	0	138
0	14,000	0	113
0	10,700	0	157
0	9,500	0	147
0	9,000	0	204

事 項	限 度 額	令 和 3 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (県 道 5 1 7 号)	千円 10,300	2	千円 10,300
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 下 梶 野 東 開 戸)	18,975	2	18,975
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (県 道 5 2 1 号)	5,850	2	5,850
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 名 倉 藤 野)	17,000	2	17,000
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 矢 部 鹿 沼)	14,000	2	14,000
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 市 役 所 前 通)	80,800	2	80,800
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 上 溝 1 3 8 号)	15,300	2	15,300
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 塩 田 当 麻)	10,070	2	10,070
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 大 沼 6 7 号)	3,990	2	3,990
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 新 磯 野 1 9 号)	11,880	2	11,880
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 磯 部 2 8 号 ほか)	14,960	2	14,960
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 相 模 台 4 4 号 ほか)	15,440	2	15,440
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 (市 道 鶴 丘)	3,940	2	3,940

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 10,200	千円 0	千円 100
0	18,800	0	175
0	5,700	0	150
0	16,900	0	100
0	13,900	0	100
0	80,600	0	200
0	15,200	0	100
0	9,900	0	170
0	3,800	0	190
0	11,700	0	180
0	14,800	0	160
0	15,300	0	140
0	3,800	0	140

事 項	限 度 額	令 和 3 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 （ 市 道 淵 野 辺 大 沼 ）	千円 8,610	2	千円 8,610
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 （ 県 道 5 2 号 ）	9,670	2	9,670
道 路 維 持 管 理 計 画 事 業 （ 市 道 下 森 中 和 田 ）	13,440	2	13,440

変 更

事 項	限 度 額	令 和 3 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
東京 2 0 2 0 ・ さ が み は ら プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 事 業	補 正 前	2	千円 34,325
	補 正		
	補 正 後		

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 8,500	千円 0	千円 110
0	9,500	0	170
0	13,300	0	140

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 34,325

地 方 債 の 令 和 2 年 度 末
令 和 3 年 度 末 に お け る 現 在 高

変 更

区 分	令 和 2 年 度 末 現 在 高	令 和 3 年 度 中		
		令 和 3 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
1 普 通 債	千円 (115, 103, 587) 119, 336, 406	千円 7, 693, 600	千円 2, 472, 600	千円 10, 166, 200
(8) 消 防	3, 300, 961	1, 079, 100	11, 600	1, 090, 700
(9) 教 育	(25, 406, 456) 25, 406, 456	959, 800	2, 461, 000	3, 420, 800
合 計	(268, 185, 697) 283, 185, 694	33, 309, 100	2, 472, 600	35, 781, 700

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立と取崩を反映した額
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立を取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			令 和 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
令 和 3 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円 (13, 134, 632) 14, 086, 393	千円 0	千円 (13, 134, 632) 14, 086, 393	千円 (109, 662, 555) 112, 943, 613	千円 2, 472, 600	千円 (112, 135, 155) 115, 416, 213
574, 747	0	574, 747	3, 805, 314	11, 600	3, 816, 914
3, 038, 019	0	3, 038, 019	(23, 328, 237) 23, 328, 237	2, 461, 000	(25, 789, 237) 25, 789, 237
(24, 921, 772) 24, 644, 062	0	(24, 921, 772) 24, 644, 062	(276, 573, 025) 291, 850, 732	2, 472, 600	(279, 045, 625) 294, 323, 332

令和 3 年 度 相 模 原 市
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)

令和 3 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 5 6 , 2 6 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 9 7 2 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7 , 2 3 8 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 1 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 繰越金		千円 0	千円 972, 000	千円 972, 000
	5 繰越金	0	972, 000	972, 000
歳 入 合 計		56, 266, 000	972, 000	57, 238, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
35 諸支出金		千円 36, 317	千円 972, 000	千円 1, 008, 317
	5 償還金及び還付加算金	26, 199	972, 000	998, 199
歳 出 合 計		56, 266, 000	972, 000	57, 238, 000

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書
(第1号)

令和３年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を提出するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第２項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和３年１１月１２日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入

歳入歳出補正予算

款45繰越金補正額972,000千円

項5繰越金補正額972,000千円

目	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	千円 0	千円 972,000	千円 972,000
計	0	972,000	972,000

事項別明細書

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	千円 972,000	1 前年度剰余金 千円 972,000

歳 出
款 3 5 諸支出金 補正額 972,000千円
項 5 償還金及び還付加算金 補正額 972,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 償還金及び 還付加算金	千円 26,199	千円 972,000	千円 998,199	千円	千円	千円	千円 972,000
計	26,199	972,000	998,199	0	0	0	972,000

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	千円 972,000	介護保険料の還付及び国庫支出金等の返納に要する経費 1 国庫支出金返納金 962,000 2 県支出金返納金 10,000

参 考 資 料

土木（道路）工事箇所表

（１）県道

番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長（m）	幅員（m）
緑区				
1	大島	県道４８号（鍛冶谷相模原）	167.0	6.5
2	下九沢ほか	県道６３号（相模原大磯）	440.0	3.0
3	牧野	県道５１７号（奥牧野相模湖）	110.0	8.6
4	佐野川	県道５２１号（佐野川上野原）	100.0	5.0
南区				
1	大野台４丁目ほか	県道５２号（相模原町田）	111.2	16.3

（２）市道

番号	所 在	路 線 名	規 模	
			延長（m）	幅員（m）
緑区				
1	原宿５丁目ほか	鮎釣街道	227.0	4.0～6.6
2	大島	大島上溝	132.0	5.0
3	青野原	下梶野東開戸	465.0	3.1～3.2
4	鳥屋	道場大上	100.0	4.7～6.1
5	鳥屋	道場大上	120.0	5.0～6.0
6	名倉	名倉藤野	210.0	8.0
7	西橋本４丁目	橋本駅西口	124.0	7.0～12.3
中央区				
1	上溝	上溝１３８号	240.0	7.5
2	相模原４丁目ほか	市役所前通	110.0	40.0
3	中央２丁目ほか	市役所前通	590.0	40.0
4	矢部２丁目	矢部鹿沼	180.0	8.0
南区				
1	新磯野	新磯野１９号	185.8	9.1
2	磯部	磯部２８号ほか	135.4	4.0～6.0
3	西大沼１丁目	大沼６７号	135.2	4.0
4	相模台４丁目ほか	相模台４４号ほか	513.1	6.0
5	当麻	塩田当麻	208.3	7.0
6	上鶴間本町８丁目ほか	下森中和田	213.2	6.0
7	南台５丁目	鶴丘	65.0	8.5～22.4
8	大野台４丁目ほか	淵野辺大沼	173.3	6.0

簡 所 説 明
大島１０１１番１地先～大島３２５７番６地先
下九沢１１５８番５地先～橋本台１丁目５番４地先
牧野３０６９番２地先～牧野３２６１番５地先
佐野川２５６６番地先～佐野川２５７０番１地先
大野台４丁目３０番～西大沼４丁目４番

簡 所 説 明
原宿５丁目１８８７番１地先～向原１丁目１８２２番１０地先
大島１５３７番４地先～大島１５３８番６地先
青野原１９６３番１地先～青野原２３１５番５地先
鳥屋１９０８番１地先～鳥屋１９１２番１地先
鳥屋２０９０番２地先～鳥屋２４５１番２地先
名倉１１７１番地３地先～名倉２２８２番地５地先
西橋本４丁目１１７０番３地先～西橋本４丁目１１７８番１地先
上溝１１番１地先～上溝３１番１地先
相模原４丁目２９３番５地先～相模原６丁目２４４番５地先
中央２丁目２２７番１４地先～中央６丁目４９９９番１地先
矢部２丁目１４３番８地先～矢部２丁目１４９番３地先
新磯野３８８番１地先～新磯野４７９番
磯部２１０６番～磯部４３７３番２地先
西大沼１丁目３３番３地先～西大沼１丁目３４番７地先
相模台４丁目１１番４地先～相模台５丁目２番１地先
当麻１４６番４地先～当麻２５２番３地先
上鶴間本町７丁目１１番～上鶴間本町８丁目４８番１９地先
南台５丁目９番１地先～南台５丁目９番５地先
大野台４丁目１番２３地先～大野台５丁目２５番３１地先

令和３年度１２月補正予算(Ｎｏ．２)の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、「相模原市まち・ひと・しごと創生基金」の設置や小中学校校舎改造事業等に係る経費を計上するとともに、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正等を行うもの

□一般会計 総額 ５，１２４，０００千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
308,272,000	5,124,000	313,396,000	3,410,081	1,713,919

* 歳入予算

			内 容	
1 国庫支出金	577,006		小児慢性特定疾病医療負担金	10,712
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	555,329
			母子保健衛生費補助金	2,290
			学校保健特別対策事業費補助金	8,675
2 県支出金	41,475		特定不妊治療費助成事業臨時交付金	41,475
3 寄附金	7,866		まち・ひと・しごと創生寄附金	7,866
4 繰入金	311,134		寄附金積立基金繰入金	173,134
			学校施設整備基金繰入金	138,000
5 繰越金	1,713,919		前年度剰余金	1,713,919
6 市債	2,472,600		緊急防災・減災事業債	2,461,000
			防災対策事業債	11,600

* 歳出予算の主なもの

			主 な 内 容	
1 まち・ひと・しごと創生基金積立金 (政策課)	270,000		相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る取組の一層の推進を図るため、まち・ひと・しごと創生基金を設置し、寄附金を積み立てるもの	
2 指定管理施設持続化支援事業 (経営監理課)	223,150		新型コロナウイルス感染症の影響下においても適切に指定管理施設の管理及び運営をしている指定管理者に対して支援を行うもの	
3 寄附金積立基金積立金 (財政課)	90,000		寄附金積立基金積立金のうち、暮らし潤いさがみはら寄附金の地方創生さがみはら地域活性化応援コース(返礼品対応等の事務経費を除く。)について、積立先を新たに設置するまち・ひと・しごと創生基金とするため、減額補正するもの	
4 指定管理者への損失補償 (市民協働推進課、高齢・障害者福祉課、公園課)	4,524		令和２年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う施設の休館等による指定管理者の損失を補償するもの	
5 初期救急医療体制運営支援事業 相模原口腔保健センター歯科診療体制運営支援事業 市立診療所施設管理運営支援事業 (医療政策課)	203,400		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受けている急病診療所や市立診療所の安定的かつ持続的な運営を支援するもの	
6 特定不妊治療費助成事業 (こども家庭課)	82,951		特定不妊治療費用の助成について、想定以上の申請件数の増加に対応するため、事業費の増額を行うもの	

7	児童相談所運営費 (繰越明許費設定) (児童相談所総務課)	47,937 繰越明許費設定額 47,937	児童相談所に配置する児童福祉司及び児童心理司について、法令による配置基準の見直しも含め、令和2年度の児童虐待相談件数に応じた令和4年度の人員の増員に対応するため、南区内に事務室を設置するもの
8	新型コロナウイルス経済対策事業 (産業支援課)	2,703	感染症対策や地域経済の活性化を目的に、感染症対策支援A Iロボットを本庁舎1階等に設置するとともに、市内企業が開発したロボットの実績等をパネル展示し、P Rを行うもの
9	緑地等維持管理費、公園等維持管理費 (水みどり環境課、公園課)	20,000	緑地・公園におけるナラ枯れの被害が急速に拡大したため、倒木や落枝により人的・物的被害の恐れがある枯死木について伐採等を行うもの
10	道路維持補修費 (緑土木事務所)	1,000	安心・安全なまちづくりのため、企業版ふるさと納税を通じた寄附の申し出に基づき、やすらぎの道立体の地下道の照明を蛍光灯からL E Dに変更するもの
11	小中学校校舎改造事業 (学校施設課)	2,599,900 繰越明許費設定額 2,599,900	鳥屋小学校及び鳥屋中学校の義務教育学校への移行に向けた鳥屋中学校校舎の改修・増築並びに学校施設長寿命化計画に基づく小中学校校舎の長寿命化改修等を実施するもの
12	消防水利整備費 (警防課)	15,521	令和元年東日本台風で被災した神奈川県底沢浄水場に、新たに加圧ポンプを設置するに当たり、消防活動に必要な水量に対応するための費用を負担するもの
13	救急活動費 (救急課)	4,270	新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、救急活動に要する消耗品として、感染防止用手袋及び感染防止衣を購入するもの

★ 繰越明許費の設定(6件(うち歳出予算の主なもの3件))

1	文化施設維持補修費 (文化振興課)	繰越額 3,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、グリーンホール相模大野の地下電気室内に設置されている空調機の修繕に必要な部品の納入時期が遅延することから、修繕の年度内完了が困難となったもの
2	陽光園運営費 (陽光園)	繰越額 1,793	新型コロナウイルス感染症の影響により、サーバーの納入時期が遅延することから、その後に実施するシステム改修の年度内完了が困難となったもの
3	準用河川姥川改修事業 (河川課)	繰越額 74,338	新型コロナウイルス感染症の影響により、橋りょうの工場製作が延期となり、本年度実施予定工事の年度内の完成が困難となったもの

* 債務負担行為補正

【変更】

- 1 東京2020・さがみはらプロジェクト推進事業
(スポーツ推進課)
限度額 34,325千円(総額)
期 間 令和3年度から令和4年度まで

令和4年5月に2022ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージを実施するために設定した債務負担行為について、令和3年5月に実施された2021大会の状況を踏まえた警備体制の強化等を図るため、限度額を増額するもの

【追加】

- 1 指定管理経費
(市民協働推進課、スポーツ推進課、高齢・障害者福祉課、環境政策課、津久井地域環境課)
限度額 2,523,850千円(総額)
期 間 令和3年度から令和8年度まで 15施設
- 2 道路関係事業 (22件)
(津久井土木事務所、緑土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所)
限度額 329,022千円(総額)
期 間 令和3年度から令和4年度まで

令和3年度で指定期間が終了する指定管理施設について、令和4年度以降の指定管理経費の債務負担行為を設定するもの

相模原市道路施設長寿命化修繕計画に基づき管理する道路のうち、令和4年度に実施予定であった箇所について、工事発注の平準化のため、令和3年度に前倒しして実施するもの

□ 介護保険事業特別会計

総額 972,000千円

* 歳入予算

(単位：千円)

内 容

- 1 繰越金

972,000

前年度剰余金

972,000

* 歳出予算

(単位：千円)

内 容

- 1 国庫支出金返納金
(高齢・障害者支援課、介護保険課)
- 2 県支出金返納金
(高齢・障害者支援課)

962,000

国庫支出金の精算に伴う返納金を計上するもの

10,000

県支出金の精算に伴う返納金を計上するもの

人事委員会の委員の選任について
次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	伊 藤 信 吾	

提案の理由

地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

神奈川県公安委員会の委員の推薦について
次の者を、神奈川県公安委員会の委員に推薦したいので同意されたい。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	笹 野 章 央	

提案の理由

警察法(昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号)第 3 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 1 2. 5」
に、「1 0 0 分の 1 0 7. 5」を「1 0 0 分の 9 2. 5」に改め、同条第 3 項中
「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 1 2. 5」に、「1 0 0 分の 7 2. 5」
を「1 0 0 分の 6 2. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 7. 5」を「1 0 0 分の 9 2. 5」
に、「1 0 0 分の 6 2. 5」を「1 0 0 分の 5 2. 5」に改める。

第 2 条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2. 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、
「1 0 0 分の 9 2. 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0
分の 1 1 2. 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 6 2. 5」を
「1 0 0 分の 6 7. 5」に、「1 0 0 分の 9 2. 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に、
「1 0 0 分の 5 2. 5」を「1 0 0 分の 5 7. 5」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 5 年相模原市
条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 1 2. 5」に、

「１００分の１６７．５」を「１００分の１５７．５」に改める。

第４条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２０」に、
「１００分の１５７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附 則

この条例は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の期末手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 2 2 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.275	1.275	2.55	1.275	1.125	2.4
				1.2	1.2	2.4
特定幹部職員	1.075	1.075	2.15	1.075	0.925	2.0
				1.0	1.0	2.0
再任用職員 (一般)	0.725	0.725	1.45	0.725	0.625	1.35
				0.675	0.675	1.35
再任用職員 (特定幹部)	0.625	0.625	1.25	0.625	0.525	1.15
				0.575	0.575	1.15

備考 改定後の欄の各区分の上段は令和3年度の支給割合、下段は令和4年度以降の支給割合

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.675	1.675	3.35	1.675	1.575	3.25
				1.625	1.625	3.25

備考 改定後の欄の上段は令和3年度の支給割合、下段は令和4年度以降の支

給割合

2 施行期日

令和 3 年 1 2 月 1 日。ただし、1 (1) 及び (2) のうち令和 4 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 4 年 4 月 1 日

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 5 5」に改める。

第 2 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 6 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正（第 1 条及び第 2 条関係）

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.65	1.65	3.3	1.65	1.55	3.2
				1.6	1.6	3.2

備考 改定後の欄の上段は令和 3 年度の支給割合、下段は令和 4 年度以降の支給割合

2 施行期日

令和 3 年 1 2 月 1 日。ただし、令和 4 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 4 年 4 月 1 日

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算書

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 3 年12月)

No. 3

令和 3 年 度 相 模 原 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(第 9 号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 9 号)

令和 3 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 1 3 , 3 9 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ
5 , 4 0 1 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3 1 8 , 7 9 7 , 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 71,054,600	千円 5,401,000	千円 76,455,600
	10 国庫補助金	12,195,435	5,401,000	17,596,435
歳 入 合 計		313,396,000	5,401,000	318,797,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 27,456,853	千円 13,000	千円 27,469,853
	13 市民生活費	7,029,957	13,000	7,042,957
15 民生費		134,113,188	5,362,000	139,475,188
	10 児童福祉費	57,537,739	5,362,000	62,899,739
20 衛生費		32,082,797	26,000	32,108,797
	5 保健衛生費	21,478,237	26,000	21,504,237
歳 出 合 計		313,396,000	5,401,000	318,797,000

一般会計補正予算に関する説明書
(第9号)

令和 3 年度相模原市一般会計補正予算(第 9 号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 2 項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	千円 122,400,000	% 39.1
10 地方譲与税	1,675,000	0.5
13 利子割交付金	70,000	0.0
16 配当割交付金	600,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	550,000	0.2
22 地方消費税交付金	14,000,000	4.5
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	420,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900	0.4
37 地方特例交付金	2,275,000	0.7
40 地方交付税	11,400,000	3.6
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	865,401	0.3
50 使用料及び手数料	5,486,261	1.8
55 国庫支出金	71,054,600	22.7
60 県支出金	18,897,109	6.0
65 財産収入	518,371	0.2
70 寄附金	374,766	0.1
75 繰入金	6,750,179	2.2
80 繰越金	4,050,884	1.3
85 諸収入	10,771,829	3.4
90 市債	35,781,700	11.4
歳入合計	313,396,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円 -	% -	千円 122,400,000	% 38.4	千円 -	千円 -
-	-	1,675,000	0.5	-	-
-	-	70,000	0.0	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	600,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	550,000	0.2	-	-
-	-	14,000,000	4.4	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	420,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,274,900	0.4	-	-
-	-	2,275,000	0.7	-	-
-	-	11,400,000	3.6	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	865,401	0.3	-	-
-	-	5,486,261	1.7	-	-
5,401,000	100.0	76,455,600	24.0	5,401,000	0
-	-	18,897,109	5.9	-	-
-	-	518,371	0.2	-	-
-	-	374,766	0.1	-	-
-	-	6,750,179	2.1	-	-
-	-	4,050,884	1.3	-	-
-	-	10,771,829	3.4	-	-
-	-	35,781,700	11.2	-	-
5,401,000	100.0	318,797,000	100.0	5,401,000	0

(歳 出)

款	補 正 前 の 額		補 正 額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
5 議会費	996,601	0.3	－	－
1 0 総務費	27,456,853	8.8	13,000	0.2
1 5 民生費	134,113,188	42.8	5,362,000	99.3
2 0 衛生費	32,082,797	10.2	26,000	0.5
2 5 労働費	507,947	0.2	－	－
3 0 農林水産業費	792,013	0.2	－	－
3 5 商工費	9,397,639	3.0	－	－
4 0 土木費	23,650,559	7.5	－	－
4 5 消防費	8,985,422	2.9	－	－
5 0 教育費	47,195,699	15.1	－	－
5 5 災害復旧費	1,108,352	0.4	－	－
6 0 公債費	26,700,483	8.5	－	－
6 5 諸支出金	8,447	0.0	－	－
7 0 予備費	400,000	0.1	－	－
歳 出 合 計	313,396,000	100.0	5,401,000	100.0

計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
金 額	構成比	千円	千円	千円	千円
996,601	0.3	－	－	－	－
27,469,853	8.6	13,000	0	0	0
139,475,188	43.8	5,362,000	0	0	0
32,108,797	10.1	26,000	0	0	0
507,947	0.2	－	－	－	－
792,013	0.3	－	－	－	－
9,397,639	2.9	－	－	－	－
23,650,559	7.4	－	－	－	－
8,985,422	2.8	－	－	－	－
47,195,699	14.8	－	－	－	－
1,108,352	0.3	－	－	－	－
26,700,483	8.4	－	－	－	－
8,447	0.0	－	－	－	－
400,000	0.1	－	－	－	－
318,797,000	100.0	5,401,000	0	0	0

(性質別経費内訳表)								
款		5 議会費	1 0 総務費	1 5 民生費	2 0 衛生費	2 5 労働費	3 0 農林水 産業費	3 5 商工費
消費的 経費	人件費	872,068	12,814,194	11,447,801	5,637,401	58,070	481,471	444,172
	物件費	65,682	13,000 8,975,290	32,000 4,060,666				
	補助費等	58,851			26,000 2,750,254			
	維持補修費							
	扶助費		252,234	166,799	1,013,603		68,379	20,156
				5,330,000				
			285,000	98,306,271	3,907,223			
	小計		13,000	5,362,000	26,000			
		996,601	26,838,197	122,303,572	31,020,649	220,491	755,406	2,105,131
投資的 経費	補助事業							
	単独事業			74,375	7,471			
	小計		301,644	1,349,021	971,277	177,456	36,607	535,766
その他								
			330,012	15,748,220	109,400	110,000		6,756,742
予備費								
合 計			13,000	5,362,000	26,000			
		996,601	27,469,853	139,475,188	32,108,797	507,947	792,013	9,397,639

上段は、今回補正額を、 下段は、累計額を示す。(単位：千円)								
4 0 土木費	4 5 消防費	5 0 教育費	5 5 災害復 旧費	6 0 公債費	6 5 諸支出 金	7 0 予備費	合計	構 成 比 %
3,533,715	6,366,452	34,548,379					76,203,723	23.9
							45,000	0.8
3,697,888	945,697	7,055,772		128,609			43,224,390	13.6
							26,000	0.5
373,374	153,704	531,960			8,447		18,136,266	5.7
1,603,207	26,848	309,180					3,460,406	1.1
							5,330,000	98.7
		996,105					103,494,599	32.5
							5,401,000	100.0
9,208,184	7,492,701	43,441,396		128,609	8,447		244,519,384	76.8
3,064,872	154,909	20,771	24,352				3,346,750	1.0
4,897,787	1,337,812	3,589,069	1,084,000				14,280,439	4.5
7,962,659	1,492,721	3,609,840	1,108,352				17,627,189	5.5
6,479,716		144,463		26,571,874			56,250,427	17.6
						400,000	400,000	0.1
							5,401,000	100.0
23,650,559	8,985,422	47,195,699	1,108,352	26,700,483	8,447	400,000	318,797,000	100.0

歳

入

2歳入

款55 国庫支出金 補正額 5,401,000千円

項10 国庫補助金 補正額 5,401,000千円

目	補正前の額	補正額	計
5 総務費国庫補助金	千円 3,289,039	千円 39,000	千円 3,328,039
10 民生費国庫補助金	3,037,580	5,362,000	8,399,580
計	12,195,435	5,401,000	17,596,435

節		説明
区分	金額	
5 総務管理費補助金	千円 26,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円 26,000
45 市民生活費補助金	13,000	1 個人番号カード利用環境整備費補助金 補助率 10／10 13,000
10 児童福祉費補助金	5,362,000	1 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金 補助率 10／10 5,362,000

歳

出

3 歳 出
款 1 0 総務費 補正額 13,000千円
項 1 3 市民生活費 補正額 13,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 戸籍住民基本台帳費	千円 666,081	千円 13,000	千円 679,081	千円 13,000 国庫支出金	千円	千円	千円
計	7,029,957	13,000	7,042,957	13,000	0	0	0

款 1 5 民生費 補正額 5,362,000千円
項 1 0 児童福祉費 補正額 5,362,000千円

5 児童福祉総務費	23,162,861	5,362,000	28,524,861	5,362,000 国庫支出金			
計	57,537,739	5,362,000	62,899,739	5,362,000	0	0	0

款 2 0 衛生費 補正額 26,000千円
項 5 保健衛生費 補正額 26,000千円

20 保健予防費	10,117,228	26,000	10,143,228	26,000 国庫支出金			
計	21,478,237	26,000	21,504,237	26,000	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 13,000	戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 1 戸籍住民事務運営費 13,000

10 需用費	146	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費 1 子育て世帯への臨時特別給付金事業 5,362,000
11 役務費	11,310	
12 委託料	20,544	
19 扶助費	5,330,000	

18 負担金、補助及び交付金	26,000	結核・感染症及び難病等の保健予防に要する経費 1 感染症予防対策事業 26,000

令和３年度１２月補正予算(No. ３)の概要

子育て世帯への臨時特別給付金事業、マイナンバーカードの普及促進及び年末年始に新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関等への支援に要する経費を計上するもの

□一般会計 総額 ５，４０１，０００千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
313,396,000	5,401,000	318,797,000	5,401,000	0

* 歳入予算

		内 容	
1 国庫支出金	5,401,000	個人番号カード利用環境整備費補助金	13,000
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	26,000
		子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	5,362,000

* 歳出予算

		内 容	
1 戸籍住民事務運営費 (マイナンバーカード普及促進室)	13,000	マイナポイントの設定支援業務委託について、国によるマイナンバーカード取得者に対する５千円分のポイント付与が令和３年１２月で終了する予定であったが、国の経済対策において、最大２万円相当のポイント付与が新たに開始されることに伴い、当該業務委託の期間を延長するもの	
		多くの医療機関等が休診する年末年始に、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制を確保するため、発熱等の有症状者に対し診療・検査を実施する医療機関等を支援するもの	
		国の経済対策の一環として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響に苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、児童手当本則給付の対象者等に５万円の給付を行うもの	
2 感染症予防対策事業 (感染症対策課)	26,000		
3 子育て世帯への臨時特別給付金事業 (子育て給付課)	5,362,000		